



建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'02/4

No. 92



建設の進む市民文化会館「キラリ☆ふじみ」

富士見市提供

建産連の

SLOGAN

活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

巻頭言

年金制度変革の ときにあたって



理事長 島村 治作

平素は当基金の事業運営に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。お陰をもちまして、当基金も設立以来28年が経過し、13年12月末現在、加入事業所数191 加入員数6,494人、年金資金255億円を保有する規模にまで成長してまいりました。これもひとえに皆様方のご支援、ご協力のたまものと感謝しております。

さて、本格的な少子高齢社会の到来を目前にして、老後の所得保障の基盤となる年金制度はいま、変革の渦中にあります。公的年金制度は平成12年の法改正で、将来の負担が重くならないよう、年金額の適正化や支給開始年齢の引き上げなどスリム化が図られました。したがって、ゆとりある老後生活を送るためには、厚生年金基金をはじめとする企業年金の充実が求められているといえます。

ご承知のとおり、受給権保護を最大の目的とする確定給付企業年金法が本年4月1日から施行され、従来の厚生年金基金に加えた、新たに「規約型」と「基金型」の2つのタイプの企業年金が創設されます。すでに昨年10月からは確定拠出年金も導入され、企業年金の再構築が始まっています。

こうした多様な選択肢のなか、厚生年金基金には企業年金の中心的存在としての役割が期待されています。当基金といたしましても、その役割と責任の重さを改めて認識しているところであります。

一方、長引く経済不況は深刻さを増し、基金の資産運用をとりまく環境は一段と厳しくなっております。しかしながら、当基金は今後も皆様の年金をお守りするため、長期的な視点に立った健全かつ効率的な資産運用に努めてまいります。皆様に信頼される基金をめざし、全力を傾注してまいりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様のご健勝を心から祈念申し上げます。

(埼玉県建設業厚生年金基金)

建産連ニュース・目次

表紙写真説明

「市民の創造事業支援」の拠点として、平成14年11月1日にオープンを予定する
富士見市民文化会館「キラリ☆ふじみ」

◆ 巻 頭 言	1
◆ 行政情報	
(1) みどりの三富地域づくり	3
(2) 「埼玉県住宅マスタープラン」を策定	9
(3) 平成14年度埼玉県当初予算概要と主要施策	17
◆ シリーズ特集 「21世紀を展望したまちづくり（その89）」	
— 富士見市 —	23
◆ 連合会の動き	
(1) 情報化に関する実態調査を実施	27
(2) 建設業適正取引に関する講習会開催	32
(3) 理事会・委員会報告	33
◆ 企画シリーズ・彩の国橋めぐり （その5）	
— 巴河橋・行田大橋 —	34
◆ 告 知 板	
(1) 県の組織・定数改正	37
(2) 県の2月補正予算	38
(3) 「彩の国5ヵ年計画21」策定	38
(4) 2001年彩の国さいたま景観賞受賞作品紹介	39
◆ 連 載 埼玉が生んだ著名人物伝（その20）	
— 三上 於菟吉 —	42
間仁田 勝	
◆ 建産連だより	
会員団体の動き	46
◆ 連 合 会 日 誌	53
(財)建設物価調査会案内広告	54

さんとめ みどりの三富地域づくりの推進について

埼玉県総合政策部土地水政策課

■ 趣 旨

埼玉県、川越市、所沢市、狭山市、大井町及び三芳町は、緑豊かで活力あふれる三富地域の実現を目指し、相互に連携して取り組んでいます。

平成11年11月に「みどりの三富地域づくり懇話会」を設置し、様々な角度から地域の在り方や活性化の方策について検討をお願いいたしました。そして、1年5か月にわたる議論を経て、平成13年4月に「緑豊かな環境の推進」「三富農業の振興」「歴史・文化の発信・継承」「新しい地域づくりの推進」の4つの柱、32の施策の方向性からなる提言をいただいたところです。

平成14年度は、提言の趣旨を踏まえた施策を埼玉県と各市町が協力しながら三富地域づくりを進めていきます。

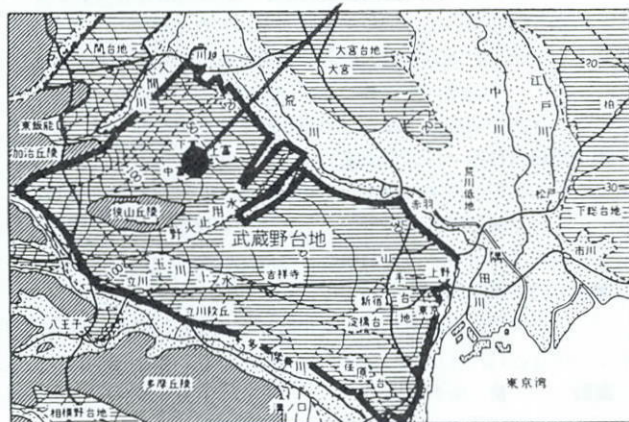
1. 三富地域の現状

(1) 三富地域の位置

三富地域は埼玉県の南西部で首都圏30km圏に位置し、東京を中心に放射線状に延びた東武東上線、西武新宿線の鉄道沿線市街地に囲まれた、川越市、所沢市、狭山市、大井町、三芳町にまたがっている。

地形区分は、東京都と埼玉県にまたがる武蔵野台地といわれる平坦な洪積台地であり、地質は火山灰が堆積してきた、通称赤土と呼ばれる褐色の関東ローム層からなっている。

武蔵野台地付近の地形区分 **三富地域**



沖積低地
 洪積台地
 丘陵と山地
 段丘崖線
 等高線
 鉄道

0 10km
 <岩波 日本の地理>

(2) 三富地域の歴史・文化

三富地域を含む武蔵野は、中世までは、鎌倉時代の「新古今和歌集」や「後撰和歌集」など

に登場するようなカヤなどの広がる原野であった。

三富地域は、江戸時代に入って、松平信綱、柳沢吉保などの歴代川越藩主の新田開発により形成されたものである。この地域の開発の特徴は、既存の街道を利用するか、新たに道路を造り、その道路に沿って住まいを配置し、原野を畑に開墾するとともに、コナラやクヌギなどを植林して平地林を造ったことである。特に、柳沢吉保が開墾した所沢市と三芳町にまたがる三富新田は、道路を縦横に造り、一農家5ヘクタールの土地を、道路に面した方から屋敷地、農地、平地林の短冊形に区画した地割を基本とした開発を行い、今日までその地割の形態を伝えている。

【三富開拓地割遺跡内の文化財】

■多福寺（三芳町上富）

三富開拓の入植農民の菩提寺として、元禄9年（1696）に川越藩主柳沢吉保の命により創建された。山号は三富山。以下のような三富開拓に関連する文化財がある。

- 銅 鐘（県指定有形文化財）
三富新田の開発の歴史を物語る。元禄9年の銘文を持つ。
- 穀 倉（町指定文化財）
天保10年（1839）の建築
- 元禄の井戸（町指定史跡）
開拓時に飲料水として掘削した井戸跡

■木ノ宮地藏堂（三芳町上富）

江戸初期に創建。三富開発の拠点となった「地藏林」は、ここを中心とするものであったと思われる。現在の建物は農民の出資による明治6年（1879）の再建。内陣の天井に107枚の天井画が描かれ、堂内には52枚の絵馬が奉納されている。

- 木ノ宮地藏堂奥之院石造地藏座像（町指定有形文化財）
寛永19年（1642）の紀年銘。
- 木ノ宮地藏堂絵馬（町指定有形文化財）

■旧島田家住宅（三芳町上富）

旧島田家住宅（町指定文化財）は文化・文政期（1804～29）の建築。

三富開拓地割遺跡内で最も古い民家建築。天保年間（1830～44）から明治7年まで、当時の当主島田伴完が寺子屋を開いた。平成7年度に上富小学校近くに移築・整備。

■毘沙門堂と多間院（所沢市中富）

毘沙門堂（市指定有形文化財）、多間院は開拓農民の祈願所として多福寺とともに吉保によって建立された。毘沙門堂は宝暦11年（1762）の再建。

■穀 倉（所沢市中富）

江戸時代の納屋式穀倉。（市指定有形文化財）

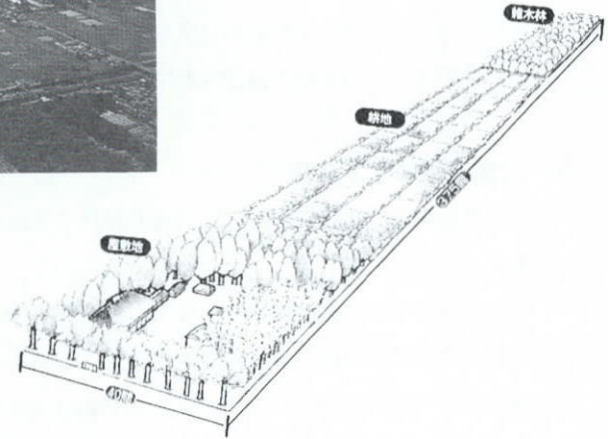
■三富開拓地割遺跡

三富開拓地割遺跡は、開拓の歴史が明らかであること、多くの武蔵野台地に開発された新田村落が長い歴史の中で消滅していったのに対し、短冊状耕地が街村形態のまま残り、景観保存が極めて良いことから昭和3年に「三富開拓地割遺跡」として埼玉県の史跡に指定された。

その後、昭和37年に、範囲が1,400haと広いため、「現状変更の制限が無理なもの」として、許可制の史跡指定から届出制の旧跡に指定変更され、緩やかな規制によって地割景観の保全が図られることになった。



三富新田開拓地割



(3) 三富地域の産業・経済

三富地域の中心的産業である農業の特色は、露地栽培を中心として野菜生産である。一戸当たりの平均耕地面積が1ヘクタール以上と大きく、県内はもとより東京を始めとした京浜市場に出荷され、首都圏有数の野菜生産地となっている。

また、道路交通条件などの外的変化や安定的な農業外収入を確保しようとする営農環境の変化などから、所沢インターチェンジ周辺や幹線道路沿いには平地林、農地が開発された物流施設や工場などが進出し、この地域の新たな産業を形成しつつある。

(4) 三富地域の自然環境

三富地域は、台地状にあって、河川が少なく、平地林、屋敷林と農地がこの地域の自然環境



三富地域の平地林



屋敷林

を形成している。江戸時代の新田開発以降に、農業などで人が関わることにより、この地域の自然環境が形成、維持されてきた。

平地林の植生は、コナラ、クヌギ、アカマツなどからなり、薪炭、堆肥の供給源として農家の生活を支えてきたものである。また、屋敷林にはケヤキ、タケ、スギ、ヒノキなどが植えられ道具財や建築資材として利用されていた。

また、キツネ、タヌキなどのほ乳類やヒバリ、オオタカなどの鳥類のほか、は虫類や昆虫など多くの野生生物の生息も確認されている。

(5) 三富地域の土地利用

三富地域の土地利用の現状は、大きく分けて農地及び平地林と道路その他の都市的土地利用である。

三富地域の半分近くは農地で、ほとんどが野菜畑である。また、平地林は、標高・傾斜度が類似した埼玉県内の他の市町村と比べると、土地利用全体に占める割合が約5倍と多く、この地域の土地利用の特徴となっている。都市的土地利用では、幹線道路沿いや所沢インターチェンジ周辺に業務施設が立地し、六間道路などの旧道沿いには農村集落が形成されているとともに、廃棄物焼却施設、資材置場、駐車場、墓園などの非建築系の土地利用が介在している。

土地利用計画上は、ほとんどが市街化調整区域で、農地のほとんどが農用地区域となっている。また、地域森林計画対象民有林や県条例に基づくふるさとの緑の景観地の指定を受けている平地林が多く、自然環境保全地域や鳥獣保護区に指定されている区域もある。さらに、三富新田地区は、旧跡の指定を受けている。

2. みどりの三富地域づくり懇話会提言の概要

(1) 提言の背景と趣旨

① 背景

三富地域は、屋敷地、農地、平地林を一体とした、三富独自の循環型農業や農村文化を形成するとともに、美しい景観を持つ武蔵野の面影を現在まで伝えてきた。

しかし、近年、様々な要因により平地林の荒廃と減少が進み、土地利用の混乱や地域環境の喪失を引き起こしていることに加え、廃棄物焼却施設をめぐる問題などもあって、地域の保全・活性化策を総合的に進める必要が生じてきた。

② 趣旨

みどりの三富地域づくり懇話会提言は、三富地域の農地や平地林をかけがえのないものとして、次世代に継承するため、三富地域に関心のある有識者と三富地域で活動する農業者や住民等でその方策を検討した成果である。

今後、提言を踏まえ、県及び地元市町の行政と農業者や地域住民が連携して、新しい地域づくりを推進することに期待する。

(2) 検討課題

三富地域における課題を「平地林」「農業」「歴史・文化」「土地利用」の4つの角度から整理した。

① 平地林

三富地域の平地林は、薪炭材等としての役割の減少などから、相続税の負担を契機とした土地売却による平地林の減少や荒廃が進んでいる。

② 農業

三富地域では、一戸当たりの耕地面積が広く、露地野菜栽培が活発であるが、近年、海外農産物の輸入増加などが農業経営に大きな影響を及ぼしている。また、平地林の維持管理が行われなくなってきたことから平地林の落ち葉を堆肥源としてきた伝統的農法の展開が容易ではなくなってきた。

③ 歴史・文化

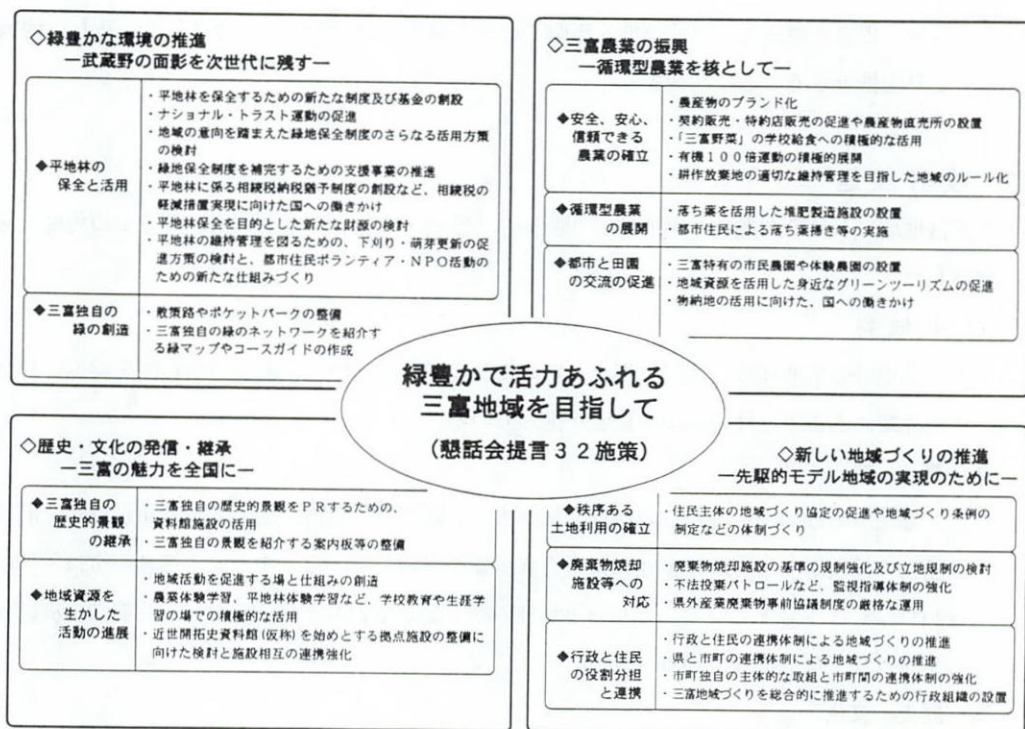
三富地域の歴史・文化は、江戸時代の新田開発による、屋敷地、農地、平地林が一体となった地割景観をはじめとする様々な地域資源が多数残されている。しかし、こうした地域資源の価値や魅力が十分理解されていない。

④ 土地利用

近年の都市的な土地利用により、屋敷地、農地、平地林が一体となった武蔵野の面影を残す景観が失われつつある。その中には廃棄物焼却施設や資材置場なども多く見られ、ダイオキシン問題との関連も指摘されている。

(3) 施策の方向性

三富地域が歴史的に形成してきた様々な多面的機能を持続可能な循環型社会の啓示として生かしながら、豊かな自然環境を守りつつ、安全で生き生きとした地域を創造、形成する。そのため、様々な課題を踏まえながら、その解決に向け、行政と地域住民や地域団体等がそれぞれの役割を分担して、相互に連携し、一体となって、三富地域づくりに向けた施策、事業、活動を進めていく。



3. 主な三富地域づくり事業について

提言の趣旨を踏まえ、埼玉県と川越市、所沢市、狭山市、大井町及び三芳町は、相互に連携して緑豊かで活力あふれる三富地域づくりを目指した取組みを進めていく。

なお、埼玉県が平成14年度に行う施策について、三富地域に関連した事業を整理すると次のとおりである。

(1) 緑豊かな環境を推進する分野

くぬぎ山地区の雑木林の再生を行う「ふるさと自然再生事業」や森林内のササ・灌木の仮払い等を行う「平地林環境整備モデル事業」など

(2) 三富農業を振興する分野

三富野菜の生産・流通・販売対策などを行う「三富地域農業特別対策事業」や「地産地消むぎ・まめ・こめ産地づくり事業(今こそ作ろう彩の畑麦事業)」など

(3) 歴史・文化を発信・継承する分野

三富地域を題材に指導資料の作成を行う「環境にやさしい人づくり推進事業」や三富新田から学ぶ食農体験研修などを行う「教職員研修事業」など

(4) 新しい地域づくりを推進する分野

焼却設備の基準の規制強化を踏まえたキャンペーンやPRなどを行う「ダイオキシン類排出量9割削減推進事業」など

「埼玉県住宅マスタープラン」を策定

(平成13年度～平成22年度)

— 成長社会から成熟社会への移行に対応 —

埼玉県は平成13年度から10ヵ年を計画期間とする「埼玉県住宅マスタープラン」を策定、3月29日に公表した。平成5年度に策定した平成12年度までを計画期間とする住宅マスタープラン「彩の国住いづくり21」をもとに、住宅政策懇話会の答申を参考に策定したもので、序章によると、成熟社会に対応した住宅政策を総合的に進めるため、「地域の特性を具体的に施策化するために、地方分権を推進すること」、「県民の多様なニーズに応えるために、県民、NPO、企業、大学等とのパートナーシップ関係を構築すること」及び「スリムな県庁を実現するため、行政改革をもとに施策を重点化すること」を視点にして策定したとしている。この計画は5つの章で構成されており、以下これを掲載する。

第1章 住宅政策の課題

首都圏に位置する埼玉県では、昭和30年代以降の高度成長に伴う人口増加の影響を受け、東京から延びる放射状の鉄道沿線を中心として住宅地が形成されてきました。この人口増加が急激だったため、旧来からの農地に形成された脆弱な都市基盤の上に、一戸建て持家を中心とする住宅建設が進められてきました。

また、県内には多摩ニュータウン（東京都）や港北ニュータウン（神奈川県）のような大規模なニュータウンは見られず、比較的小規模な住宅地形成が進められてきました。

住宅や世帯等の状況は、地域により大きな違いが見られ、例えば人口増加の傾向にある県南地域では、比較的小さい敷地規模の戸建て住宅やマンション等により高密度な住宅市街地が形成され、現在の高齢化率は低いものの、今後は急速な高齢化とともに、地域とつながりの薄い都市型高齢者の増加が予想されています。

一方、人口停滞あるいは減少傾向にある県北、秩父地域では戸建て住宅を中心とした比較的ゆとりのある住宅地が形成されていますが、地域活性化の観点から若年夫婦世帯の定着が課題となっているなど、地域の居住ニーズも大きく異なっていますが、県における住宅政策の課題は概ね、以下のように整理されます。

1 持家と借家における居住水準の格差

埼玉県における住宅の平均床面積は戸当たり約84㎡（平成10年住宅・土地統計調査）であり、全国平均から比べると約10㎡狭いものの年々着実に向上してきています。

しかしながら、全世帯の4割が居住している借家の規模は、持家の約4割の40㎡程度であり、誘導居住水準をみたく規模のファミリー向け借家が著しく不足している状況にあります。

新たに建設された借家においても、これまでと同規模の住宅供給が進み、むしろ誘導居住水準以下のストックが累積しつつあるともいえます。

国の住宅建設五箇年計画の中心的目標となっている最低居住水準未達世帯の解消、誘導居住水準未達世帯の段階的な解消という目標の達成は遅々として進まず、中でも、木造民営借家や老朽化した公営・公団住宅における居住水準の改善が遅れています。

2 高度経済成長期に大量に建設された、建て替え時期を迎える住宅の存在

戦後から昭和55年までに建築された共同住宅を含めた住宅戸数は約90万戸（平成10年住宅・土地統計調査）で、全体の約4割にも達しています。

この時代の住宅政策は、住宅不足の解消のため、まず戸数を確保することを優先してきました。

しかし、この時代の住宅は、規模が小さい、老朽化が進んでいる、また大規模な地震に対応できていない等の問題を抱えているものも少なくないと考え

られます。

このため、これらの住宅の改修や建て替え、及び住宅地の更新は、今後速い速度で進むと予想されており、これを適切に誘導して、健全で魅力ある住宅地を形成することが重要な課題となっています。

3 既成市街地を中心とした低水準な住環境

高度成長期における急激な人口増加等を要因として、過密、狭小な敷地、接道不良などの住環境上の問題を抱える市街地が都市部を中心に広く分布しており、これら市街地では、防災上の問題を抱え、特に道路整備水準の低い地区では、避難や消防活動さえ困難な場合があります。

また、持ち家志向や地価の上昇等の要因により、市街地が拡大し、中心市街地では人口流出が起こり、居住者が少なくなっている地区が多く見られます。こうした状況は、商業活動を衰退させるとともに、コミュニティ形成上の障害となり、地域活力を低下させる原因となります。

さらに、個別のマンション建設では、無秩序な空間構成を産み出す等、中心市街地の再開発との連携の薄さから、必ずしも望ましい中心市街地が形成されているとは言えない状況にあります。

このような市街地を活性化させるためには、住民が主体となって住宅の水準や住環境の向上を図ることにより、都市の魅力を高め、そこに住む人々を増やし定着してもらう必要があります。

4 高齢社会の進行と居住環境

平成10年住宅需要実態調査における高齢者対応設備の状況を見ると、「手すりの設置（便所など2ヶ所以上）」、「段差のない室内」、「廊下などが車椅子で通行可能な幅」が図られている住宅は、それぞれ1割程度であり、高齢者が安心して快適に生活ができる状況が整っているとはいえません。

また、公共交通機関の整備や生活利便施設などの面で問題を抱える、高度成長期に大量に開発された郊外住宅地も少なくなく、居住者の高齢化が進んでいることからこれらの住宅地のあり方について検討する必要も生じています。

いずれにせよ、高齢化の進行に対応するためには、住宅、住宅地に限らず、都市全体でのバリアフリーを進める必要があるだけでなく、医療施設、介護施設などの地域的なサービス体制との連携が重要となります。

第2章 住宅政策の目標

1 従来の住宅政策の視点

従来の住宅政策は、時代の変遷に伴い様々な施策を付け加えてきましたが、本質的には次のような考え方に従い、政策が展開されてきたという経緯があります。

(1) 人口及び世帯動態と経済の動向

成長社会として、今後も人口は増え続け、世帯分離等が進行し、また経済も成長を続けるため、多くの住宅供給が必要であると考えられていました。

(2) 住宅市場

「住み替え」による地域間の人口流動に対応した広域的な住宅市場が形成され、大量の住宅建設を行うことにより住宅需要を充足できると考えられていました。

また、多くの県民は持ち家志向が強く、家を「所有」することが人生の最終目標であるという考え方がありました。

(3) 住宅建設に対する考え方

住宅需要が多量に存在するという考えのもとに、住宅建設は民間事業者が主体になって行われ、県や市町村、公団、公社などは直接供給により住宅市場を先導するといった考えでした。

(4) 環境に対する考え方

消費型社会の中で、住宅の供給は、造っては壊すというスクラップアンドビルドといった流れがあり、建物を壊すことによって発生する廃棄物等を抑制しようとすることや、建物をより長く使おうとする考えは主流ではありませんでした。

(5) 県と市町村の役割分担

公営住宅の供給は市町村が域内の住宅難解消を受け持つことは当然としても、県は広域的な人口流動に対応して積極的に分担する必要があると考えられていました。

また、市町村が住宅行政を推進するため、当面、財政、技術面で県が協力若しくは肩代わりする必要があると考えられていました。

2 現在及び今後の住宅政策の視点

このような考え方を前提として、大量の住宅建設によって住宅需要を充たすことができるという考え方で、住宅政策が進められてきました。

さらに、高齢化、少子化、単身化、小規模世帯化

の動向や将来の人口停滞、人口減少という局面を考えると、今までの民間主体の住宅供給を公的住宅が補完するという政策では、このような様々な問題が解決できないことが明らかとなってきました。

また、新規持家取得を優遇する金融・税制等の政策が進められてきた結果、既存住宅の改良や中古住宅の流通などは顧みられず、戦後50年、供給主義、戸数達成主義により進められてきた住宅政策の限界が明らかになっています。

そこで、県民の多様なニーズに対応するため、地域ごとの住宅需要や問題点を把握し、住まいの情報等を整備した上で、住宅政策を立案・実施することが不可欠となり、いままでの住宅政策から次のような新たな視点を持った政策への転換が求められています。

(1) 人口及び世帯動態と経済の動向

～「成長社会、住宅の量」から
「成熟社会、住宅の質」へ～

今後は成熟社会の到来といわれるように、本格的な人口や世帯数の減少と少子・高齢化、経済の低成長に対応するには、住宅の量的供給によらず、住まい方等住宅や住環境の質を考慮に入れた政策が必要となります。

人々がよりよい良質な住まいを求めることにより、魅力ある地域へ人口の流入が考えられることから、暮らしやすい良好なまちなみの形成を促進して地域の活力を持続させる政策が必要となります。

(2) 住宅市場

～「所有、新築」から
「利用、ストック活用」へ～

バブル期に比べて地価が下落し、依然として一戸建て持ち家を中心とする「所有」に対する志向は根強いものの、定期借地権付住宅、リバースモーゲージや新たに制度化された定期借地権も含めて、「所有」よりも「利用」へ志向した動きも出ています。

県民の多様なニーズに応えるためには、借家を単なる仮住まいと考えるのではなく、家族構成の変化に伴って、その時点における豊かな生活を享受する住まいという位置付けを持たせ、移り住んでいくという考え方を住宅市場に取り入れていかなければなりません。

今後は、住宅市場がより質の高い、しかも廉価

な住宅の供給を指向し、またストックを活用した政策が必要となります。

(3) 住宅建設に対する考え方

～「県民、NPOによる住まい・まちづくり」へ～

従来の大量な住宅供給、経済性を優先させた考え方から、住宅立地の適正化を主眼に置き、まちづくりと一体となった地域住民やNPOによる、住まい手重視のきめ細やかな考え方が必要となります。

(4) 環境に対する考え方

～「消費型（スクラップアンドビルド）」から「循環型」へ～

地球温暖化や廃棄物の処理問題など、環境問題は地球規模で深刻化し、エネルギーや資源を大量に消費する消費型社会から、今後は環境負荷の軽減を行う等、循環型社会への転換が求められています。このため、県民のニーズに的確に対応した住宅の品質を確保し、耐用年数の長い住宅の供給を促進することによって、資源の節約や社会的資産の蓄積を目指します。

また、環境に配慮する施策は、住宅を取巻く自然や文化等に対する視点も必要となります。

(5) 県と市町村の役割分担

～「県の直接供給による住宅政策」から
「市町村と県による地域に密着した総合的な政策」へ～

これからの住宅政策は、福祉、産業、まちづくり部門との連携が不可欠であり、より地域に密着した市町村が住民や民間事業者と協力しながら主体的に進めることが望まれています。

また、当分の間地方分権を推進する中で、県は広域的な市町村のまとまりを意識しながら市町村を支援し、連携を深めていく必要があります。

3 住まい・まちづくりの目標

以上のような視点に立脚し、今後は従来の住宅政策を住環境の整備やコミュニティを視野に入れた総合的な「住まい・まちづくり政策」に切り替え、時代の変化に応じて、「県民がいいきと生活し、地域の活力が持続すること」を目指していきます。

県民がいいきと生活でき、地域の活力を持続させることにより、住宅や住環境、街並みなどの良好な社会的資産が形成され、県民一人ひとりの価値観やライフスタイルに応じて多様な住まい方が選択で

きるものと考えています。

また、誰もが安全で快適な住宅、住環境のもとで安心して暮らせることも重要であると考えています。

そのため、以下のとおり、住まい・まちづくりの目標を掲げます。

高齢社会等への対応や安全な住環境への誘導のため

- (1) 誰もが安心して暮らせる住まい・まちづくり居住水準の向上や住まい方の提案のため
- (2) 豊かさを実感できる住まい・まちづくり環境負荷の軽減や良質なストックの形成のため
- (3) 循環型社会に対応した住まい・まちづくり産・学・官の連携や県民・NPOとの協調のため
- (4) パートナリシップで築く住まい・まちづくり

第3章 住まい・まちづくりの基本的方向と施策

第2章で掲げた4つの目標を達成するため、住まい・まちづくりの基本的方向を以下のとおり定めました。

1 誰もが安心して暮らせる住まい・まちづくりの基本的方向と施策

(1) 高齢社会等への対応

① 高齢者等の居住の安定

高齢者や障害者の自立と尊厳を守りつつ、介護保険制度等福祉施策との連携など幅広い面で支え合うシステムづくりを目指します。また、本格的な少子高齢社会を迎えるにあたり、地域の人々との交流を通じて、共働き夫婦等が働きながら安心して子供を育てられる環境づくり等、誰もが安心して暮らせる地域社会の形成を目指します。

【施策】

- 高齢者の居住の安定確保に関する法律の普及
 - ・高齢者向け優良賃貸住宅の整備促進
 - ・終身建物賃貸借制度の普及、促進
 - ・高齢者等民間賃貸住宅の登録制度の普及
 - ・身元保証制度の検討
- 高齢者夫婦世帯における居住水準の向上
- 福祉政策との連携
 - ・子育て施設や福祉施設に近接、併設した公営住宅の整備
 - ・民間のケア付き住宅の整備促進
 - ・グループホーム等の整備の促進

○高齢者及び障害者世帯等に対する民間賃貸住宅情報の提供

○ソーシャルミックスの促進

○リバース・モーゲージ制度の調査検討

○親世帯、子世帯の隣居近居の支援

○公営住宅等での取組

- ・公営住宅の高齢者及び障害者世帯等の入居優遇
- ・シルバーハウジング・プロジェクトの推進
- ・市町村による高齢者向け住宅の借上げの支援
- ・特定優良賃貸住宅における入居対象の拡大の検討
- ・公団住宅建替えに伴う従前居住者対応手法の検討

② ユニバーサルデザイン等の導入

これまで実施してきた住宅やまちづくりにおけるハード面の整備だけでなく、これからは、生活支援や介護事業など福祉施策との連携といったソフト面の充実とあわせ、すべての人にやさしく、様々な世代と一緒に暮らすことのできるユニバーサルデザインによる社会の実現を目指します。

【施策】

- ユニバーサルデザインの視点からの住まい・まちづくりモデル事業の実施
- 高齢者及び障害者対応住宅の普及啓発
- 高齢者及び障害者にやさしい住宅建設への融資
- 高齢者、障害者の住宅改造に対する相談など支援体制の充実
- 公営住宅等の高齢者及び障害者向け改善

(2) 安全住環境への誘導

① 防災性の向上

戦後から昭和55年までの間に（昭和56年新耐震構造基準施行）建築された住宅ストック数は約90万戸で全住宅ストック数の約4割に達しています。これらの住宅は大規模な地震による倒壊が心配されるだけでなく、密集、接道不良など防災上の問題を抱えるものも少なくありません。このため、都市基盤の整備と住宅の不燃化、耐震化等により、密集住宅市街地の改善や拡大を防止し、災害に対する安全性を高めます。

【施策】

○密集住宅市街地の整備の促進

- 火災・延焼危険度が高い密集住宅市街地の抽出と整備基本方針の作成
- 市街地再開発事業・優良建築物等整備事業等による共同建替の誘導
- 市町村における整備方針と整備プログラムの策定による事業の支援
- 大規模団地建替に伴う周辺部を含む住宅市街地整備総合支援事業による都市基盤整備の誘導
- 都市防災推進事業による建築物の不燃化の促進

○埼玉県震災予防のまちづくり条例の制定及び普及

○耐震性の向上

- 耐震改修への融資
- 耐震診断の促進
- 耐震相談業務の実施

② 防犯性の向上

欧米に比べ比較的安全であると言われる日本でも、犯罪は増加傾向にあり、まちづくりを進める上で、防犯という観点が重要です。近年の地域住民の連帯意識の稀薄化等により、地域社会がもっていた防犯機能が低下してきていますので、個々の住宅の防犯性向上とともに地域の防犯対策を促進します。

【施策】

○防犯面で配慮をした住宅の普及

○防犯対策の視点を入れたまちづくりの促進

2 豊かさを実感できる住まい・まちづくりの基本的方向と施策

(1) 居住水準の向上

① 借家における居住水準の向上

県民の方々の多様なライフスタイルに対応できるように定期借地権を活用するなど良質な借家ストックの形成を支援するとともに、住み替えによる居住水準の向上を目指します。

【施策】

○定期借家制度を利用した持家の借家化

○公営住宅等の取組み

- 借上げ公営住宅の整備
- 借上げ公営住宅の整備に対する低利融資制度の創設

- 住戸規模が世帯員数に応じた適正な規模と異なる住戸における住み替えの検討
- 老朽化した公営住宅の建替えや改善
- 特定優良賃貸住宅制度の活用

② 魅力ある住宅地の形成

長期的に見れば、全国の人口は2007年にピークを迎えることが予測されています。本県では、その後も人口の増加傾向を示しますが、地域によっては人口や世帯の構造変化と人口減少による社会の活力の低下が起こればと考えられています。また近年、人口の東京都市圏回帰現象がみられることから、人口が地域活力に大きな影響を与えるため、誰もが住み続けたいような魅力ある地域を形成し、定住する人を増やし、地域の活力を維持する方策を確立することが重要です。

新たな住宅地開発や既存の大規模公共団地の建て替え等においては、まちづくりや土地の有効活用の視点からも、民間事業者と連携しながら、生活関連機能を備えた住宅市街地の整備を促進します。

【施策】

○ゆとりある住宅、景観に配慮した住宅への融資

○地区計画、建築協定による住環境の保全

○埼玉のイメージアップに貢献する住宅、住宅地の形成

○不動産活用やまちづくりの観点からの公共住宅用地の再生

○街なみ環境整備事業の促進

○埼玉の地域特性を生かした住宅供給の促進

○周辺のまちづくりと一体となる公営住宅等の建替え

(2) 住まい方の提案

① まちなか住居

これまで自家用自動車の普及や地価の上昇等により、住宅だけではなく、商業、公共、文化、医療等の施設が郊外に立地し、都市の拡散化、中心市街地の空洞化が進んできました。それに伴って高齢者や子供など交通弱者には不便なまちとなっています。今後は、多様な社会的サービスを受けやすい、便利で快適に暮らせるまちなか住居を推進します。

【施策】

- 住民主体によるコーポラティブ住宅やコレクティブハウジング等の促進
- コミュニティ施設や生活支援施設を複合したマンション供給の促進
- 公営住宅等での取組み
 - ・特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の必要性が高い地域における供給の重点化
 - ・借上げ公営住宅の整備によるまちなか居住の推進
 - ・子育て施設や福祉施設に近接、併設した公営住宅等の整備

② 郊外住居

過疎地域だけではなく、昭和40年代から50年代にかけて開発された郊外住宅地においても、店舗や福祉施設などの生活利便施設が整っているとは言い難い状況にあり、また、居住者の高齢化や世帯分離も進んでいます。そこで、これらの住宅地では、介護や子育ても含んだ生活を支援する機能の導入や多様な世代が居住する住宅地への再生を図ります。

【施策】

- 田園地域におけるゆとりある住宅の促進
- 過疎地域における定住の促進
- 定期借家制度の活用による郊外持家の借家化

3 循環型社会に対応した住まい・まちづくりの基本的方向と施策

(1) 環境負荷の軽減

① 環境との共生

近年、地球温暖化等の環境問題が深刻化していることから、住宅を適切に維持管理し、長期間使用することにより省エネルギー化及び省資源化を図ります。

環境共生住宅や省エネルギー住宅等の環境に優しい住まいづくりは、民間事業者によるモデル事業として試みられています。今後はこれらの試みを地域整備の一環として取組みます。

【施策】

- 環境に優しい住宅の建設に対する融資
- 省エネルギー型住宅の取組みの支援
- 環境共生住宅の整備促進
- 環境共生に配慮した地域整備の促進
- 二酸化炭素を固定、貯蔵する木材の利用促進

- 環境に配慮した公営住宅の整備

② 廃棄物の発生抑制等

住宅分野においても、地球環境の問題を重要な課題として位置づけ、廃棄物による環境への負担を軽減するため、廃棄物の発生を抑制するとともに、建設資材の分別解体や廃棄物の再資源化を促進することにより、廃棄物の発生及び排出を抑制していきます。

【施策】

- 新築時における端材などの建設資材の適正な分別とリサイクルの促進
- 解体工事における分別解体及び建設系廃棄物のリサイクルの促進
- 建設系廃棄物リサイクル技術の開発支援とリサイクル産業の育成
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に関する知識の普及促進
- 建設系廃棄物リサイクルに係る建設業者及び処理業者への指導啓発
- 廃棄物量抑制および解体リサイクルの研究

(2) 良質なストックの形成

① 既存ストックの活用

これまで、新規持家取得を優遇する金融・税制等により、新築住宅中心の住宅市場が形成され、持家取得を最終目標とした住み替えパターンが主流でした。しかし、今後は良質なストックが社会的資産として循環し、様々なライフスタイルに応じて、県民が適正な負担のもとに住宅を選択できるような市場の整備を目指します。

現在ある良質なストックを活用することはもとより、既存のストックを改善し良質なストックに変えるなど住宅の質の向上を容易に行える環境を整備することにより、ストック全体の質の向上を図ります。

住宅ストック市場を、国がまとめた「住宅市場整備行動計画」を参考にしながら活性化させていきます。

【施策】

- リフォームの促進
- 民間建物のストック活用の促進
- 耐震改修への融資
- 耐震診断の促進

- 定期借家制度による持家の賃貸流通の促進
- 中古住宅の性能評価と住情報整理の体制整備
- 公営住宅ストック総合活用計画の実施

② 新たな良質ストックの建設

新たなストックを形成する場合においても、長期間の使用に耐える良質な住宅を建設することを支援します。

【施策】

- 住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）の普及
- スケルトン・インフィル方式を活用した住宅の普及
- 100年の家づくりプランの促進

4 パートナーシップで築く住まい・まちづくりの基本的方向と施策

(1) 産・学・官の連携

① 住情報の整備

近年、欠陥住宅やシックハウスなど目に見えない住宅の質や性能に関する不安や関心が高まってきており、これらに的確に応えた相談体制を整備するとともに、県民の方々や民間事業者が、住まい・まちづくりに関する情報を身近な場所で迅速に得られるようなネットワークの整備を進めます。また、県民の理解と信頼を得ながら施策を実施するために、住まい・まちづくりに関する情報を積極的に提供していく体制を整備します。

【施策】

- マンション相談コーナーの設置
- 高齢者住宅相談及び耐震相談の実施
- 住民団体、医療機関、大学、企業等との住まいのサポートセンターネットワークの整備
- インターネットによる総合的な住情報の発信
- 大学等や行政、企業との共同研究、県民への情報提供

② 地域産業の振興

産・学・官の連携による住宅生産の合理化や技術開発に関する研究を通じて、地域の住宅関連産業の振興を図ります。

住民がライフスタイルに応じた良質な住宅を確保しやすく、かつ、住宅関連事業者が魅力ある住まいづくりを展開しやすい環境を整備します。

【施策】

- 県産木材などの県産材の活用による地域住宅関連産業の振興の支援
- 民間と連携した複合的な住宅供給
- 民間事業者が魅力ある住まいづくりを展開しやすい環境の整備
- 地域住宅関連事業者がリフォーム等へ事業転換をしやすい環境の整備

(2) 県民、NPO等との協調

① 住民、NPO等の手によるまちづくり

県と市町村及び公的機関の連携だけではなく、県民、民間事業者、NPO、様々な分野の専門家やボランティア等などとの連携のもとに、地域の豊かな自然、景観や街並みに配慮するなど、住まいとまちの質を高めていきます。また、住民の方々の手によって進める住まい・まちづくりを支援します。

【施策】

- 住まいづくり読本など、住教育プログラムの作成による住まいへの意識の向上
- 地域コミュニティの維持形成の支援
- コミュニティ施設や生活支援施設を複合したマンションの供給の促進
- 県民、NPO、地域専門家グループとの協調のもとに密集住宅市街地の改善の促進

② マンション管理

分譲マンションは、県内に20万戸を超えるストックがあります。しかしながら、維持管理や、修繕、将来の建替え等について、共同居住ゆえの様々な課題があり、これらを解決するために、住民を支援する体制を整備します。

【施策】

- 居住者への相談体制の整備、情報提供等
- 増改築相談員、マンションリフォームマネージャーの普及
- マンションの管理の適正化の推進に関する法律の普及
- マンション相談のコーナーの設置
- マンションリフォームの研究

第4章 公営住宅等の施策の方向

公営住宅は、住宅に困窮する所得の低い方々の居住の安定を図るという役割を担ってきました。一方、特定優良賃貸住宅等は中堅所得層世帯に対して、適

正な負担で入居できる良質な賃貸住宅を供給するという一定の役割を果たしてきました。

また、高齢社会の急速な進行、長引く不況による経済に対する先行きの不安や失業者の増加など、公営住宅等に対する需要は少なくありません。

しかしながら、今日の地方自治体の財政事情では、利便性の高い中心市街地において新たに用地を取得して公営住宅を建設することが困難となってきました。

さらに既に保有する4万戸に上る公営住宅のストックを適切に維持管理していくことも重要な課題です。

このような事情を踏まえて、公営住宅等が向かう方向を以下に示します。

- 1 今後の公営住宅は、社会的なセーフティネットとして位置づけ適正な水準の住宅を整備していきます。
- 2 公営住宅等の建設や建替えを、まちづくりの中に位置づけ、積極的に周辺の住環境整備に貢献させていきます。
- 3 既存の公営住宅については、ストック総合活用計画を策定し、計画的な建替えや改善を実施します。
- 4 中心市街地等の利便性の高い場所において、初期投資を少なくした借上げ方式の公営住宅や特定優良賃貸住宅等における家賃補助等により、適正な負担で入居できる良質な賃貸住宅の整備を進め、まちなかで暮らしたいという県民のニーズにも応えます。
- 5 従来の公営住宅のみの供給から、県、市町村、民間等の協力による生活関連機能が複合した総合的な住宅整備を進め、魅力ある住宅市街地を実現します。
- 6 公営住宅等については、県民の多様なニーズに対応するため、公的賃貸住宅としての入居管理を一元化することが望まれますが、当面は、県営住宅と市町村営住宅の入居管理の連携を図ります。
- 7 高齢者等が安定して暮らせる高齢者向け優良賃貸住宅の供給を、市町村とともに進めます。
- 8 公営住宅の建替え等にあたっては、環境に配慮しながら整備を進めます。

第5章 住まい・まちづくりの実現に向けて

この住宅マスタープランを策定するにあたって、

従来の住宅政策の枠を超えて、コミュニティやまちづくりを視野に入れた総合的な「住まい・まちづくり政策」に転換することを基本に考えてきました。

これからも、社会や経済情勢の変化に的確に対応して施策を行うためには、住まい・まちづくりに関わる人たちが、互いの持てる力を発揮できるように連携していくことが重要です。

1 県民等と行政との連携

住まい・まちづくりの担い手は、県民や民間事業者等であるという認識のもとに、行政は住まい・まちづくりの主体となる県民が豊かさを実感できる良質な住宅を確保できるよう、民間事業者が行う魅力ある住まいづくりを展開しやすい環境を整備します。

また、施策の推進にあたっては、県民の多様なニーズに応えるために県民の参加はもとより、様々な分野の専門家、研究者ボランティア等が参画できるような環境も整備します。

2 市町村と県との連携

従来、県は広域的な人口流動に対応した住宅政策の役割を担ってきましたが、経済成長などが成熟社会に移行しつつある現在、地域により密着した市町村が住民やNPOなどと協力しながら主体的に住まい・まちづくりを進めることが望まれています。特に福祉、教育、文化などの政策との連携を図らなければなりません。

さらに、地方分権が本格化する中で、今後の住まい・まちづくりは、全国一律の基準を運用するのではなく、地域の歴史・文化・風土などを生かしながら、県及び基礎的自治体である市町村がそれぞれの主体性を発揮しつつ、自らの責任で取組むことが求められています。

一方、行政の効率化等を目的として、市町村の合併が検討されていますが、合理的な基礎的自治体への再編成が進むまでは、当分の間、県は広域的な市町村のまとまりを意識しながら、市町村を支援し、住まい・まちづくり施策を推進します。また、自治体の創意工夫が独自に定められるような新たな制度等を自ら検討していくとともに、国に対しても要望していきます。

今後、県はまちづくりを行う県民、NPOなどや先進的な取組みを行う市町村等とのパートナーシップのもとに、広域的な見地から住まい・まちづくり施策を積極的に展開します。

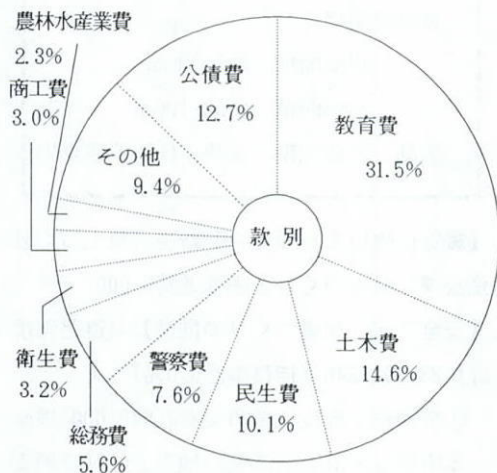
平成14年度

県当初予算の規模概要と主要施策

県の平成14年度当初予算の規模は、一般会計が1兆7,174億4,500万円で、前年度当初比4.2%の減、一般、特別、企業会計を合わせた全会計合計は前年度当初比3.2%減の2兆1,695億8,235万3千円。収支改善のため、投資的経費の削減に取り組み、公共事業は国庫・県単で118億円の大幅削減を行った。

また、款別構成比で見ると、土木費は13年度15.2%から、14年度は14.6%にダウンしており、建設産業界にとって極めて厳しい当初予算となっている。

費目別構成費



関係部局の予算規模と主な施策

○県土整備部

土木部と住宅都市部を統合した県土整備部初の平成14年度当初予算は、一般会計が

2,504億9,364万9千円で前年当初比7.9%の減。用地事業特別会計は、401億5,116万2千円で15.3%の増。流域下水道事業特別会計は535億6,367万円で0.4%の増。県営住宅管理事業特別会計は172億8,691万円で5.6%の増。

◆主な新規事業及び重要施策模概要

(単位 千円)

【氾濫を防ぐ治水対策の推進】〔河川砂防課〕55,560,918(伸び率△4.9%)

- ①河川修繕事業費84,000 鴨川(さいたま市)
- ②広域河川改修事業費3,606,000 芝川(さいたま市)など19箇所
- ③総合治水対策特定河川事業費11,155,000 新河岸川(川越市)など44箇所
- ④低地対策河川事業費375,000 古綾瀬川(草加市)
- ⑤防災調節池事業費538,000 東川(所沢市)など3箇所
- ⑥住宅地関連公共施設(河川)整備促進事業費3,306,000 芝川(川口市)など11箇所
- ⑦床上浸水対策特別緊急事業費3,436,000 東川(所沢市)など3箇所
- ⑧流域貯留浸透事業費135,000 大落古利根川など7箇所
- ⑨河川激甚災害対策特別緊急事業費7,170,000 鴻沼川(さいたま市)、新河岸川(川越市)
- ⑩平成13年発生土木施設災害復旧費484,000 県内全域被災箇所
- ⑪直轄治水事業費負担金20,212,846 県内全着域
- ⑫排水機場等維持修繕費565,600
- ⑬河川維持修繕費1,652,500
- ⑭河川改修調査費

78,000 ⑮河川改修費1,372,024 新芝川
(鳩ヶ谷市)など24箇所⑯床上浸水解消緊急
対策費328,000 会之堀川など3箇所⑰市
町村治水事業費負担金212,000 芝川(川口
市)など5箇所⑱新河岸川産業廃棄物処理
対策費50,000 ⑲都市基盤整備公団治水
事業費負担金775,000 元荒川⑳河川総合開
発費5,948 小森川㉑応急災害復旧費20,000

【土砂災害防止対策の推進】〔河川砂防課〕

1,947,700 (伸び率△12.1%)

①通常砂防事業費1,225,000 虎秀川など16
溪流②地すべり対策事業費100,000 中ノ沢
地区など4箇所③急傾斜地崩壊対策事業費
164,000 熊本地区など7箇所④砂防調査費
27,000 森下沢など6溪流⑤砂防維持修
繕費99,700 小山川など22溪流⑥砂防施
設費217,000 吉沢川など13溪流⑦急傾斜地
崩壊対策費115,000 沢戸地区など7箇所

【土地区画整理事業による整備促進】〔都市
整備公園課〕7,679,716 (伸び率△0.5%)

(1) 組合等土地区画整理事業関係5,395,000
(滑川町月輪地区など41地区)

①土地区画整理組合等補助1,448,000 ②緊
急地方道路(区画整理)整備費927,400
③緊急地方道路(区画整理)整備事業費
1,021,600 ④地方特定道路土地区画整理組
合等補助1,998,000

(2) 公共団体土地区画整理事業関係2,284,716
(県施行伊奈地区など14地区)

①与野駅西口土地区画整理事業費100,000
②伊奈特定土地区画整理事業費1,557,000
③伊奈北部地区公共下水道事業費190,000
④公共団体区画整理事業県道整備費437,716

【市街地再開発事業による整備促進】〔都市
整備公園課〕1,414,479 (伸び率△18.9%)

(1) 市街地再開発事業公共施設整備費補助

193,036 浦和駅西口南地区など5地区

(2) 市街地再開発促進費補助1,121,443 熊谷
駅東地区など12地区

(3) 市街地再開発初期期支援貸付金100,000

熊谷駅東地区市街地再開発事業

熊谷駅周辺は交通バリアフリー法に基づ
く重点整備地区に位置づけられている。
市街地再開発ビルのバリアフリー化を目
指し、平成14年度に着工する予定であ
り、2004年に開催される埼玉国体前の竣
工を目指している。

地区面積 約1.5ha

全体事業費約100億円

整備内容

幹線街路 熊谷駅東口線幅員16m

延長約130m

駅前広場約2,100㎡

施設建築物

建築面積 約7,700㎡

延べ面積 約58,100㎡

店舗、公益施設、業務、住宅、駐車場

【震災に強いまちづくり】新規〔県土づくり
企画課〕県土づくり企画推進費3,000

【安全で安心な道づくりの推進】〔道路環境
課〕23,002,246 (伸び率△3.0%)

①交通安全施設一種事業費4,078,000 根岸
本町線など31箇所②緊急地方道路(交通安
全)整備事業費395,000 ③緊急地方道路
(交通安全)整備費362,100 さいたま栗橋
線など19箇所④地方特定道路(交通安全)
整備費1,433,500 越谷流山線など43箇所
⑤自転車歩行者道整備費981,231 大野東松
山線など31箇所⑥交差点整備費1,032,000

国道299号など45箇所⑦交通安全施設二種事業費270,000 国道299号など2箇所⑧バリアフリー安全対策費370,000 練馬川口線など31箇所⑨モデル地区自転車利用環境整備費22,000 さいたま上福岡所沢線⑩交通安全施設費1,585,000 ⑪舗装道整備費5,706,700 ⑫道路環境整備費2,400,461 ⑬災害防除費539,000 ⑭道路美化推進費65,000 ⑮電線地中化(道路)整備費325,000 ⑯地方特定道路(維持)整備費361,000 ⑰道路管理費229,754 ⑱橋梁修繕費1,749,000 ⑲緊急地方道路(維持)整備費347,100 ⑳緊急地方道路(維持)整備事業費336,500 ㉑舗装補修事業費250,000 ㉒災害防除費51,000 ㉓橋梁補修事業費112,000

【県土をネットワークする幹線道路の整備】

〔道路街路課〕59,658,610(伸び率△6.9%)

- (1) 道路事業46,747,110
 - ①道路網構想推進費41,000 ②道路計画調査事業費18,000 国道140号ほか③道路改築費3,950,967 下吉羽幸手線など52箇所④地方特定道路(改築)整備費6,808,500 所沢堀兼狭山線など57箇所⑤緊急地方道路(改築)整備費2,210,850 ⑥緊急地方道路(改築)整備事業費2,357,350 熊谷小川秩父線など29箇所⑦道路改築事業費6,692,000 国道254号など14箇所⑧住宅宅地関連公共施設(道路)整備促進事業費1,295,000 松戸草加線など9箇所⑨橋梁架換費1,415,800 国道254号など22箇所⑩橋梁整備事業費4,518,000 国道462号など4箇所⑪直轄道路事業費負担金17,427,642 ⑫道路公社出資金12,000
- (2) 街路事業12,911,500
 - ①街路整備費2,031,500 鶴瀬駅東通線など

28箇所②街路改良事業442,000 駅前通線(吹上町)など3箇所③緊急地方道路(街路)整備費3,726,350 ④緊急地方道路(街路)整備事業費4,397,650 大宮東京線など21箇所⑤地方特定道路街路整備費2,050,000 熊谷太田線など22箇所⑥住宅宅地関連公共施設(街路)整備促進事業費264,000 八潮越谷線

【交通渋滞対策の推進】〔道路街路課・道路環境課〕20,948,231[再掲](伸び率△13.7%)

- (1) 道路事業8,300,731
 - ①道路計画調査事業費18,000(再) ②交通安全施設一種事業費4,078,000(再) ③緊急地方道路(交通安全)整備事業費395,900(再) ④緊急地方道路(交通安全)整備費362,100(再) ⑤地方特定道路(交通安全)整備費1,433,500(再) ⑥自転車歩行者道整備費981,231(再) ⑦交差点整備費1,032,000(再)
 - (2) 街路事業12,647,500
 - ①街路整備費2,031,500(再) ②街路改良事業費442,000(再) ③緊急地方道路(街路)整備費3,726,350(再) ④緊急地方道路(街路)整備事業費4,397,650(再) ⑤地方特定道路街路整備費2,050,000(再)
- 【県土の骨格となる高速道路網やアクセス道路の整備】〔道路街路課〕53,093,810[一部再掲](伸び率△4.7%)
- (1) 道路事業39,447,310
 - ①道路改築費3,950,967(再) ②地方特定道路(改築)整備費6,808,500(再) ③緊急地方道路(改築)整備費2,210,850(再) ④緊急地方道路(改築)整備事業費2,357,350(再) ⑤道路改築事業費6,692,000(再) ⑥直轄道路事業費負担金17,427,643(再)

(2) 街路事業13,646,500

①街路整備費2,031,500(再) ②緊急地方道路(街路)整備費3,726,350(再) ③緊急地方道路(街路)整備事業費4,397,650(再)

④首都高速道路事業費3,491,000

【関東の顔となるさいたま新都心づくり】

〔新都心管理課・新都心基盤整備課・新都心調査室〕5,903,802(伸び率△33.3%)

①さいたま新都心建設推進費21,245

②さいたまスーパーアリーナ・けやかいひろば管理運営事業費1,096,223 ③さいたま新都心都市管理運営費202,499 ④さいたまスーパーアリーナ・けやきひろば施設調整費101,031 ⑤さいたま新都心街路整備費

1,312,305 ⑥さいたま新都心緊急地方道路(街路)整備費746,915 ⑦さいたま新都心緊急地方道路(街路)整備事業費749,000

⑧さいたま新都心街路改良事業費1,657,598

⑨さいたま新都心都市拠点整備促進事業費16,986

【本庄新都心土地区画整理事業の推進】〔地域整備推進室〕212,300(伸び率15,064.3%)

【つくばエクスプレス沿線地域整備の推進】

〔都市整備公園課〕5,590,703(伸び率2.83%)

①八潮南部西地区1,648,903 ②八潮南部中央地区1,549,900 ③三郷中央地区2,391,900

【国際アメニティタウンの整備推進】〔地域整備推進室〕浦和東部・岩槻南部土地区画整理事業推進費2,190,500(伸び率30.9%)

【質の高い住まいづくりと住環境の整備】

〔住宅課〕17,513,001(伸び率△16.7%)

①彩の国豊かな住まいづくり推進事業費2,954 ②平成12年度公営住宅建設費387,346

大宮西本郷団地など5団地③平成13年度公営住宅建設費2,599,418 入間向原団地など4団地④平成14年度公営住宅建設費786,784

川越久下戸団地など3団地⑤平成11年度既設公営住宅改善事業費432,680 大宮植竹団地など8団地⑥借上型県営住宅整備事業

83,429 ⑦買取型県営住宅整備事業10,800

⑧高齢者快適居住促進事業1,333 ⑨市町村

営住宅供給支援事業費151,993 ⑩借入公営住宅建設資金貸し付け事業費142,858 ⑪住宅建設金融融資事業1,830,994 ⑫彩の国の

家住まいるローン事業費8,169,901 ⑬特定優良賃貸住宅供給促進事業費2,758,736

⑭住環境整備総合支援事業費153,775

【埼玉スタジアム2002の整備推進】

〔スタジアム企画課・スタジアム施設課〕

1,940,814(伸び率△91.9%)

①埼玉スタジアム2002公園整備費

1,085,280 ②埼玉スタジアム2002管理

運営費781,123 ③埼玉スタジアム2002

公園維持管理費74,7411

【熊谷スポーツ文化公園国体競技場の整備推進】〔都市整備公園課〕23,100,855(伸び率150.5%)

①熊谷スポーツ文化公園国体メイン会場建

設費10,257,381 ②熊谷スポーツ文化公

園国体メイン会場(競技施設)建設費

12,843,474

【自然や人にやさしい道づくり】〔道路街路課・道路環境課〕6,901,500〔一部再掲〕(伸び率△4.3%)

①人と自然にやさしい道づくり推進費

12,000 新川越越生線②環境優先道路整

備費16,000 国道104号など2箇所③地方特

定道路(改築)整備費6,808,500(再)

④道路美化推進費65,000(再)

【自然にやさしい川づくり】〔河川砂防課〕

1,044,500(伸び率△14.6%)

①地方特定河川環境整備費233,000 安藤川

(川島町) など10箇所②ふるさとふれあい
河川整備費55,000 荒川(花園町) など
5箇所③河川環境整備事業費726,000 綾瀬
川流域(草加市) など7箇所④ダム周辺環
境整備費30,000 権現堂調整池

【全県下水道課の推進】〔下水道課〕

63,210,958 (伸び率0.3%)

(1) 一般会計9,647,288 (伸び率△0.2%)

①利根川流域下水道整備総合計画策定事業
費5,000 ②流域下水道事業特別会計繰出金
9,633,993 ③下水道事業団出資金等8,295

(2) 特別会計53,563,670 (伸び率0.4%)

①流域下水道管理費22,246,338 ②雨水
幹線管理費70,000 ③再生水事業管理費
88,470 ④県単独流域下水道費710,869
⑤流域下水道事業費21,418,000 ⑥交債
費8,978,993 ⑦予備費51,000

【花と緑に囲まれた県営公園の整備】〔都市 整備公園課〕 3,669,042 (伸び率11.7%)

①競技施設等整備費467,650 大宮公園など
3公園②公園等建設費236,900 権現堂公園
(仮称) など16公園③公園等施設補修費
90,900 大宮公園など13公園等④公園緑
地計画調査費4,592 川島都市林(仮称)など
2公園⑤公園施設整備事業費2,869,000 権
現堂公園(仮称) など8公園

○農林部

一般会計が395億3,748万8千円で前年度当
初比3.0%の減。

【農村整備課】

県営かんがい排水事業8地区1,646,920 ▽県
営ほ場整備事業11地区1,189,528 ▽県営畑地
帯農地整備事業2地区227,850 ▽利根中央農
業用水再編整備事業用水路工2.8km1,772,000
▽団体営基盤整備促進事業等70地区1,416,004
▽彩の国ゆたかなむらづくり整備事業40地区

3,333,740 ▽彩の国ふるさと集落排水事業1
地区60,000 ▽県営農村環境整備事業11地
区268,800 ▽彩の国ふれあいの里整備事業1
地区105,000 ▽県営農道整備事業38地区
957,856

【林業課】

いきいき森づくり事業75,708 ▽緊急雇用
対策間伐事業(新規)476,337 ▽治山事業
263,000 ▽県林業事業部8,900 ▽森林管理道
整備事業1,711,681

○企業局

企業局の平成14年度当初予算の合計は
136億8,790万5千円で前年度比1.7%の減。
うち資本的支出は562億2,199万4千円で前年
度比1.4%の減。

【電気事業】

滝沢発電所建設事業358,264 主な事業は滝沢
ダム建設負担金、発電所建設土木工事等。

【工業用水道事業】

建設設備整備費356,321 主な事業は柿木浄水
場横流式沈殿池土木・建築工事、大久保浄水
場計算機設備更新工事。

【水道用水供給事業】

(1) 水道用水供給施設建設事業26,574,733
主な事業①送水施設設備(3,071,276)
送水管工事(幸手幹線、白岡・岩槻幹線)
送水調整池工事(上赤坂中継ポンプ所等)
②浄水、取導水施設(11,732,000) 浄水場
施設(吉見浄水場1期工事、行田浄水場脱
水機増設工事等)、取導水施設(大久保浄
水場沈殿池築造工事等)③水源施設建設費
負担(7,416,596)④災害に強い水道施
設の整備(3,710,684)⑤吉見浄水場の
建設(8,169,031) <再掲> 浄水場土木
工事建設工事、遊水池築造、導水路工事等
(2) 業務設備整備費5,210,404 主な事業は、

庄和浄水場排水処理施設更新2期工事、大久保浄水場西部系2B沈殿ろ過池電気設備更新工事、大久保浄水場計算機設備更新工事ほか、設備更新工事。

【地域整備給事業】

- (1) 妻沼西部工業団地造成事業852,099 緑地整備工事、整地工事、道路築造工事▽
- (2) 杉戸深輪工業団地造成事業596,769 公園整備工事
- (3) 羽生下川崎工業団地造成事業920,307 調整池、水路築造工事。

○その他の部局

【警察本部】

浦和東(仮称)警察署庁舎建設費1,392,679
▽(新規)待機宿舍改築費(債務負担行為)限度額1,139,323
▽(新規)大宮東(仮称)警察署庁舎設計費59,941
▽(新規)科学捜査研究所移転調査設計4,265
▽交番、駐在所建設費9,784 債務負担行為 限度額302,868)

【教育局】

大宮北養護学校校舎増築600㎡2階建て133,780

【労働商工部】

さいたま新産業拠点(SKIPシティ)設備推進費25,099,936
▽さいたま新産業拠点(SKIPシティ)整備費(継続事業第3次支出額)7,988,000

【総合政策部】

(新規)地下鉄7号線延伸線基本計画調査費75,000
▽(新規)産・学・官連携施設整備事業費750,000
▽上越新幹線本庄駅(仮称)設置事業費1,378,000

【総務部】

生活科学センター(仮称)整備事業費 さいたま新産業拠点(SKIPシティ)内行政施設棟2階3,300㎡711,566

吉見浄水場建設事業の 平成14年度の主な事業内容

事業費 8,169,031千円

- (1) 構築物 6,901,020千円
導水路工事、遊水池工事、
浄水場本体1期土木建築工事
- (2) 補償費 922,108千円
浄水場周辺整備事業費
物件移転補償費
- (3) 委託料 263,445千円
導水路制水ゲート室委託・地下水観測
道路整備実施設計
- (4) その他 82,458千円

【環境防災部】

(新規)ふるさと自然再生事業費(「みどりの三富地域づくり懇話会の提言」の具体化)38,552
▽(新規)公共関与による資源循環モデル事業費(彩の国資源循環工場整備事業) 環境影響調査・設計監理・契約締結60,727

【健康福祉部】

彩の国ゴールドプランの推進24,322,328(老人福祉施設整備助成費、在宅介護支援センター事業費、介護老人保健施設整備費補助等)



「一人と自然—ふれあいと

思いやりあふれる生活環境都市」

の実現を目指して



富士見市長 浦野 清



富士見市民文化会館「キラリ☆ふじみ」イメージ

■はじめに

平成14年4月10日、富士見市は30歳の誕生日を迎えます。

埼玉県の南東部に位置し、東武東上線利用で都心まで30分、さいたま市、川越市、志木市、上福岡市、大井町、三芳町に隣接しております。

市の東端には荒川、南側には柳瀬川、中央を新河岸川が流れており、特に新河岸川は江戸時代、江戸と川越を結ぶ大切な物流手段として栄えた歴史がありました。

昭和31年、旧鶴瀬村、南畑村、水谷村の3村が合併し、富士見村が誕生しました。その後首都圏30キロに位置する地理的条件など

から急激な都市化が進み、昭和39年に町制施行、同47年に市制を施行しました。都市化が進む一方、市の北部は豊かな自然と田園地帯が残されており。また、縄文時代の水子貝塚、中世の難波田氏館跡を代表とする数多くの歴史的遺跡が残されているのも特徴です。

このような緑や水辺、歴史的遺産など富士見市の持つ特徴を生かしながら、誰もが快適に暮らすことができるまちづくりを目指し、「一人と自然—ふれあいと思いやりあふれる生活環境都市」の実現に向け、市民と共にまちづくりを進めてまいります。

■コミュニティパーク構想の 実現に向けて

* (仮称) コミュニティ公園の整備

市役所を中心とした地域は、現在「シティゾーン」として位置付けられており、都市的空間と自然的空間の境界に位置しております。

平成14年4月に、富士見市は市制施行30周年を迎えますが、この記念すべき年に(仮称)コミュニティ公園、市民文化会館が完成しコミュニティパーク構想が実現いたします。市民のコミュニティと生涯学習の推進の場として(仮称)コミュニティ公園を中心に市役所庁舎、中央図書館、市民総合体育館、建設中の市民文化会館を配置し、相互に交流を持たせる機能を有しながら、都市の自然が調和したまちづくりをすすめます。

* 市民文化会館の建設

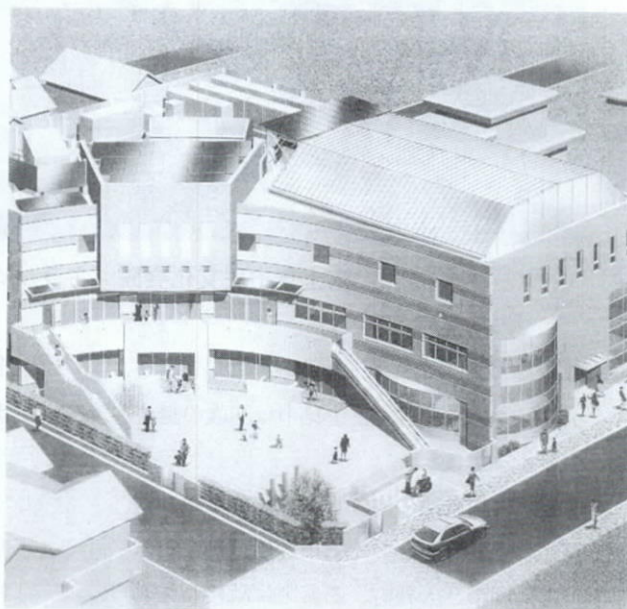
社会情勢の変化に伴い価値観が「同質性」から「多様性」へと変化しております。自己の啓発、生涯学習の实践をしようとする需要、言い換えれば日常的に文化に接し、関わる、それも「楽しく」

「気安く」「自由に」文化創造活動を行える拠点の整備、「鑑賞」中心から「市民の創造事業の支援」を目的とする館の整備を行います。生涯を通して文化活動に参加・参画できる「ひとづくり」の効果、地域を中心にみんなが集まり、交流し、一緒になって文化を生み出す環境を創り上げる「まちづくり」の効果及びそれらを継続することにより市民自らが独自の文化=富士見ブランドを築き上げ、生きがいのある豊かな生活文化都市を実現する「未来づくり」の効果が生み出せます。

■地域における「まちづくり・ひとづくり」の拠点の整備

* ふじみ野交流センターの建設

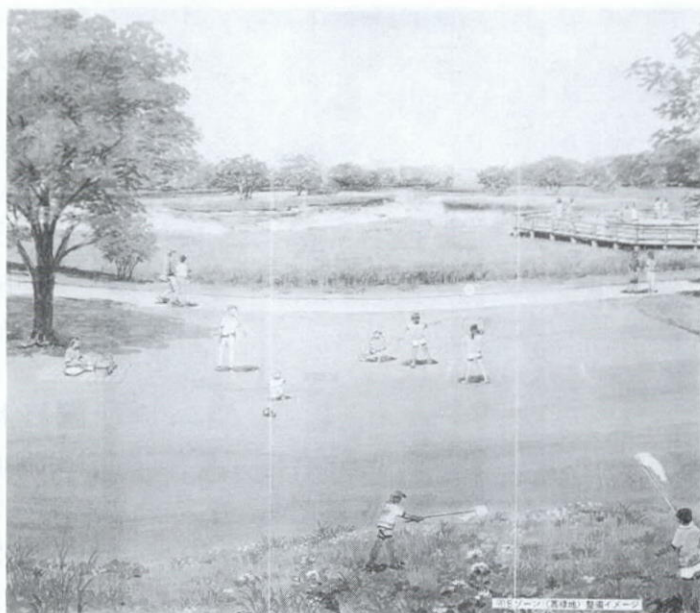
東武東上線ふじみ野駅周辺は、区画整理事業が進んでおり、富士見市の新しい顔として着々と面整備がすすんでおります。その周辺に地域住民相互の交流や生涯学習、文化活動を通じた「まちづくり・ひとづくり」の拠点としての複合施設「ふじみ野交流センター」



ふじみ野交流センター

が完成いたしました。

本施設は、全国でも例の無い生涯学習と子育て関連施設との複合施設となっております。子どもから高齢者までの同じ地域に住む人々が「集い」「交流」「学習」をはじめとする様々な活動とおして、新たな人間環境＝地域コミュニティを創造し、多世代にわたる「生きがい」づくりや子育て支援を行う機能を設け、よりよいまちづくりの拠点となる施設をめざします。



びん沼自然公園イメージ

■治水事業の拠点から 水辺のレク拠点へ

*びん沼自然公園の整備

富士見市は、荒川、柳瀬川、新河岸川が流れているほか、各地に湧水も多く存在している「水と緑」のまちづくりを進めております。

びん沼はもともと荒川の流路の一部でありましたが、大正7年～昭和8年の荒川河川改修工事により廃川敷となり、その後、新河岸川の調節池として計画されました。かつては、豊かな自然環境に恵まれたびん沼ですが、現在は治水事業による護岸整備等、人工的環境となっております。

びん沼自然公園は治水事業と自然復元をコンセプトに、治水事業後に新しい自然環境復元型の公園（ビオトープ）の整備を行いました。これによりまして、水辺のレク拠点として、地域住民だけでなく、広域にわたり自然とふれあう実践の場、周辺に存在する歴史、文化遺産との活用によるネットワークの拠点として、身近に地域住民相互がふれあう空間としての創造をおこないます。

■広域における 社会基盤整備のとりくみ

*志木地区衛生組合リサイクルプラザ 「利彩館」オープン

当市は、ごみ処理につきましては、一部事務組合にて処理しております。

近年、地球規模での環境問題が深刻化するなかで、ごみ処理のあり方が検証されるようになり、より一層の環境負荷の軽減と資源の有効活用の視点から、新しいごみ処理システムが求められております。

平成14年3月、資源プラスチック専用の分別処理施設とごみの資源再利用を推進する、市民のための新たなリサイクル活動の拠点としてリサイクル工房、展示・情報コーナー、リサイクル活動室等を併設した「リサイクルプラザ利彩館」を設置します。

これによりまして、ハード、ソフト両面により、資源循環型社会を実践するとともに、市民の皆様のリサイクル活動を支援してまい



リサイクルプラザ「利彩館」

ります。

* 入間東部地区衛生組合による

火葬場・斎場の整備

火葬場・斎場の建設につきましては、市民の皆様への永年の要望でもありましたが、平成13年度より富士見市・上福岡市・大井町・三芳町にて構成する、「入間東部衛生組合」にて、1日も早い完成を目指して事業を推進しております。

■市制30周年記念事業は市民の手で

* 市制施行30周年記念事業

市民検討委員会の設置

平成14年、当市は市制施行30周年を迎えます。市制施行30周年を記念して、各種の記念事業を実施しますが、今回、記念事業の検討にあたり市民の皆様による「富士見市市制施行30周年記念事業市民検討会議」を設置しました。

30周年という節目の年を、「富士見市民が育んできた歴史や文化にふれながら郷土意識を醸成し、さらに富士見市の今を見つめつつ、未来をも展望する機会にする」ため、市民検

討会議において、これまでの富士見市の歩みを振り返る事業＝「郷土意識の醸成・これからの富士見市を展望する事業」と多くの市民が参加できる事業＝「連帯感の形成（人と人とのふれあいや交流を図る事業）」の2つの目標を提案しました。

この提案に基づき、市民文化会館の開館を始めとする30余の事業を実施します。

■終わりに

市制30周年を迎える今年度、富士見市は「将来に向けたまちづくりの基礎を築く年」と位置付けます。私たちのまち富士見市が、10万都市まで成長したのは、地理的条件もさることながら、市民の皆様の活発な活動に支えられた結果であると思います。

市民の皆様が「住みつけたい、住んでよかった」と思えるまちにしてゆくためには、市民と行政がお互いに知恵を出し合うことが必要であると思います。そのためには相互の信頼関係が必要不可欠です。

市政の運営を家づくりに例えるなら、今の段階は「骨組み」です。市民の皆様が気軽に、親しみをもって訪れてもらえるような「家」をつくり上げていき、市民の皆様方と私たちが共に一つの空間を共有できるような関係を築いてまいります。それには、私をはじめ職員一人一人が問題意識を持ち、前例にとらわれることなく変化に対応する柔軟な発想をもって自らの進むべき道を切り開いて行くことが極めて重要であります。

「一人と自然-ふれあいと思いやりあふれる生活環境都市」の実現をめざして、そして20年後、30年後を見据えたまちづくりをめざして、富士見市は新たな一歩を歩みはじめます。

9割の事業所で情報化への対応

県内中小建設産業の情報化に関する実態調査を実施

当建産連と埼玉県建設生産システム合理化推進協議会は、会員事業所における情報化への取り組み状況を把握するため、建産連加盟団体から15団体を選び出し、その傘下事業所から抽出した700社を対象に、郵送法による調査を実施した。調査内容は①事業所の情報化の現状②今後の情報化推進の方向性。調査期間は平成13年10月22日～11月16日。有効回答数は341件で(回収率48.7%)だった。調査結果のまとめを掲載する。

1 事業所の情報化の現状

全体の6割弱の事業所ですでに情報化を進めており、検討中を含めると9割を超える事業所で情報化への対応を行っている結果となり、情報化に対する各事業所の関心は高い状況にあると窺われる。

規模別でみると規模が大きいほど情報化への対応を行っている割合は高い。業種別でみると、土木工事業においてすでに情報化を進めている割合が他業種と比較すると低く、若干対応が遅れている状況にある。

情報化への具体的な対応状況を、パソコンの導入状況やLANの構築などのハード面と、システムの管理や人材教育などのソフト面に分けてみることにする。

1) ハード面

① パソコン

管理部門においては、規模が大きくなるほどパソコンの普及割合も高くなり、利用目的も多岐にわたる傾向にある。資本金1億円以上の階層においては概ね1人1台体制となっており、パソコンが業務処理の上で欠くことのできないツールとなっていることが窺える。

一方、現場部門においては、管理部門ほどパソコンの普及割合は高くない。これは、管理部門よりも利用目的が限定される上、受注工事の規模によって現場で

のパソコンの使用が必ずしも必要とされないことが原因と考えられる。

② 社内情報システム(LAN、イントラネットなど)

規模が大きくなるほど社内情報システムを構築しているとする事業所の割合は高く、資本金1億円未満の階層では6割を、同1億円以上の階層では7割を超えている。規模の大きい事業所ではパソコンの普及割合の高さを背景に、情報化のメリットとして挙げられる情報の共有化、情報伝達の効率化等を実現するため、社内情報システム構築を進めている様子が窺われる。

また、規模の小さい事業所では社内情報システムを構築している割合は低いものの、情報化推進において注力したい分野として社内外での「情報の共有化」を挙げていることから、まさにこれから導入を図るという状況であると考えられる。

③ インターネット

管理部門においては、すでに7割を超える事業所でインターネットに接続しており、規模が大きくなるほど接続割合は高くなっている。現場部門においては、管理部門と同様に規模が大きくなるほど接続割合は高いものの、管理部門と比較すると接続割合は低い状況となっている。

これは、パソコンの普及状況との関連が深いと考えられる。

インターネットの利用目的では、「情報収集」「電子メールによる情報交換」が中心であり、「受・発注処理」「資料の調達」といった従来の形態とは異なるインターネットを利用した新たな商取引形態の利用は、いまだ限られた事業所のみであった。

2) ソフト面

① 情報化担当部署

何らかの形で担当者を配している割合は規模が大きくなるほど高くなるものの全体では4割程度であり、うち専属の部署を設置している事業所は1割に満たない状況である。一方、設置の予定はないとする事業所は3割を超えている。

情報化の推進としてパソコンや社内LAN等のハード面での整備が進む中、これらの機器類の管理・メンテナンスや経営状況や組織形態に関連させてハード面の拡張・改善を随時行っていくことにより、情報化のメリットを享受することが可能となる。つまり、社内の情報システム等を管理運営できる人材の有無が、情報化のメリットを享受できるかどうかの制約要因の一因となっていると考えられる。調査結果において、情報化推進上での課題の中で「人材の育成」が最も多く挙げられていることは、社内情報システムの管理者としての能力をもつ人材が不足していることを反映しており、このことが情報化担当部署の設置を困難にしている要因と推察される。

② 情報化教育訓練

規模が大きくなるほど概ね情報化教育訓練を実施している割合は高いものの、全体では5割を下回っており、その活動は全社的な取り組みとして浸透していない状況である。これは、パソコンの普及状

況との関連が深く、業務処理におけるパソコンの利用度及びパソコンの普及割合が高くなれば、必然的に情報化教育訓練の実施割合も高くなることが予測される。

2 今後の情報化推進の方向性

1) 今後の情報化推進への取り組み姿勢

今後の情報化への取り組みに対し、5割弱の事業所が積極性（「積極的」「やや積極的」の合計）を示す結果となった。この中身をさらに分析してみると次のような二極化の現象が判明した。現状での情報化への取り組み状況において「すでに情報化を進めている」とする事業所で、今後の情報化への取り組み姿勢において積極性を示している事業所の割合は6割を超えている。一方、現状での情報化への取り組み状況において「検討中である」とする事業所で、今後の情報化への取り組み姿勢において積極性を示している事業所の割合は2割台にとどまっており、消極的な姿勢を示す事業所が多い結果となっている。（表Ⅲ-1参照）

現状での情報化への取り組み状況の違いが将来の取り組み姿勢へこのような影響を及ぼしている要因として、情報化推進上での課題を分析してみると次のような結果が得られた。

現状での情報化への取り組み状況において「すでに情報化を進めている」とする事業所では、「人材の育成」「情報化投資に対するコスト負担の軽減」「業務プロセスの改善」が上位を占めている。また、今後の情報化への取り組み姿勢において積極性を示している事業所において、これらの課題を挙げている割合が高い。（表Ⅲ-2参照）

一方、現状での情報化への取り組みにおいて「検討中である」とする事業所では、「人材の育成」「情報化投資に対するコスト負担の軽減」「投資効果の把握が困難」が上位を占めている。また、今後の情報化

表Ⅲ-1 情報化への取り組み（現状・今後）

		情報化への取り組み（今後）						合 計	
		①積 極 的	②やや積極的	③普 通	④やや消極的	⑤消 極 的	⑥不 明		
情報化への取り組み（現状）	i すでに情報化を進めている	1000万円未満	1 (0.5%)	1 (0.5%)	1 (0.5%)			3 (1.5%)	
		5000万円未満	49(24.4%)	41(20.4%)	39(19.4%)	5 (2.5%)	2 (1.0%)	2 (1.0%)	138 (68.7%)
		1億円未満	12 (6.0%)	15 (7.5%)	14 (7.0%)	2 (1.0%)			43 (21.4%)
		1億円以上	8 (4.0%)	6 (3.0%)	3 (1.5%)				17 (8.5%)
		小 計	70(34.8%)	63(31.3%)	57(28.4%)	7 (3.5%)	2 (1.0%)	2 (1.0%)	201(100.0%)
	ii 検討中である	1000万円未満	1 (0.8%)	1 (0.8%)	3 (2.4%)	1 (0.8%)			6 (4.8%)
		5000万円未満	5 (4.0%)	20(16.0%)	44(35.2%)	26(20.8%)	4 (3.2%)	2 (1.6%)	101 (80.8%)
		1億円未満	2 (1.6%)	1 (0.8%)	6 (4.8%)	4 (3.2%)	1 (0.8%)		14 (11.2%)
		1億円以上			2 (1.6%)	2 (1.6%)			4 (3.2%)
	小 計	8 (6.4%)	22(17.6%)	55(44.0%)	33(26.4%)	5 (4.0%)	2 (1.6%)	125(100.0%)	
	iii 取り組みつもりはない	1000万円未満					1(20.0%)		1 (20.0%)
		5000万円未満			1(20.0%)		2(40.0%)		3 (60.0%)
		1億円未満					1(20.0%)		1 (20.0%)
		1億円以上							
	小 計			1(20.0%)		4(80.0%)		5(100.0%)	
	iv 不明	1000万円未満							
5000万円未満			2(20.0%)	1(10.0%)	1(10.0%)		6(60.0%)	10(100.0%)	
1億円未満									
1億円以上									
小 計		2(20.0%)	1(10.0%)	1(10.0%)		6(60.0%)	10(100.0%)		

表Ⅲ-2 情報化への取り組み（現状）・情報化推進上での課題と情報化への取り組み（今後）

情報化への取り組み（現状）にて「すでに情報化を進めている」とする事業所の回答		情報化への取り組み（今後）					合 計
		①積 極 的	②やや積極的	③普 通	④やや消極的	⑤消 極 的	
情報化推進上での課題	i 経営者層等の認識不足	4	16	10	3	1	34
	ii 人材の育成	47	39	32	4	1	123
	iii 投資効果の把握が困難	15	29	15	3		62
	iv 情報化投資に対するコスト負担の軽減	44	36	32	2	1	115
	v ネットワーク等の構築	23	13	19	1		56
	vi 業務のプロセスの改善	48	28	30	2		108
	vii 情報化投資に当たって信頼できる相談相手・専門家不足	9	12	14	1	1	37
合 計		69	62	55	6	2	194

への取り組み姿勢において普通・消極性を示している事業所において、これらの課題を挙げている割合が高い。（表Ⅲ-3 参照）
現状での情報化への取り組み状況におい

て「検討中である」とする事業所では、情報化推進上での課題が今後の情報化への取り組み姿勢にマイナス（消極性を示す結果）に作用しているのに対し、現状での情

表Ⅲ-3 情報化への取り組み（現状）・情報化推進上での課題と情報化への取り組み（今後）

情報化への取り組み（現状）にて「検討中である」とする事業所の回答		情報化への取り組み（今後）					合計
		①積極的	②やや積極的	③普通	④やや消極的	⑤消極的	
情報化推進上での課題	i 経営者層等の認識不足	2	4	13	14	3	36
	ii 人材の育成	6	14	39	22	2	83
	iii 投資効果の把握が困難	2	9	20	11	2	44
	iv 情報化投資に対するコスト負担の軽減	5	13	28	18	2	66
	v ネットワーク等の構築	1	9	9	6		25
	vi 業務のプロセスの改善		11	22	8	1	42
	vii 情報化投資に当たって信頼できる相談相手・専門家不足	5	2	16	8	2	33
合計		8	22	54	31	4	119

注) 表Ⅲ-1での「すでに情報化を進めている」「検討中である」の合計値と表Ⅲ-2、表Ⅲ-3のそれぞれの合計値が異なるのは、情報化推進上での課題での設問に未回答及び不明な回答があり、その分を除いた分析対象で表Ⅲ-2、表Ⅲ-3を作成したため。

報化への取り組み状況において「すでに情報化を進めている」とする事業所では、その傾向はみられない。

現状での情報化への取り組み状況において「すでに情報化を進めている」とする事業所では、ハード面の整備後の課題として考えられる「業務プロセスの改善」が情報化推進上での課題として上位にあることから分かるように、多額のコスト負担を必要とする情報化投資がすでに一巡しているものと考えられる。これに対し、現状での情報化への取り組み状況において「検討中である」とする事業所では、情報化投資がまだ完了していないため今後積極的に情報化に対応するためには多額のコスト負担を強いられる。建設業界を取り巻く昨今の経営環境の厳しさも影響し、比較的規模の小さい事業所においては多額のコスト負担が経営を圧迫することは容易に予測される。

また、仮に情報化投資を行ったとしても、社内の情報システム等を管理運営できる人材や、エンドユーザーとしてパソコンを業

務の中で活用できる人材がいなければ無駄な投資となってしまふ。情報化推進上での課題として「人材の育成」が最も多くなっていることは、規模の小さい事業所において上記の人材が不足していることを示していると考えられる。

このように、多額のコスト負担を必要とする情報化投資と情報化に対応できる人材の不足が、これから情報化を推進する事業所において今後の情報化への取り組み姿勢を消極的な方向に向かわせている要因と考えられる。業界団体等への要望事項において、資金的な援助である「OA化に対する融資・助成制度の拡充」や情報化推進に対する情報を得るための場としての「相談窓口・指導體制の強化」が上位に挙げられていることは、上記の要因を反映した結果であると推察される。

2) 情報化推進分野

今後の情報化推進において注力したい分野では、「社内情報共有化推進」を挙げる事業所が最も多く、次いで「ISOマネジメン

トとの連携」「リテラシーの向上(社員の教育訓練)」が続き上位を占める結果となった。

「社内情報共有化推進」に関しては、LANなどの社内情報システムの整備が遅れている事業所において、情報化の大きなメリットの一つとされる情報共有化に関心が集まった結果と考えられる。また、比較的規模が大きい事業所では、LANなど社内情報システムの整備を終えたケースが多いものの、社内の情報共有化や情報伝達の効率化等のメリットをすでに業務の中で体験し、今後この方面の更なる活用が注目されているのではないかと考えられる。

「ISOマネジメントとの連携」に関しては、近年特に関心の高い分野となっている。ISO9000の認証取得を一部の公共工事において入札参加資格条件とされたことや、一部の都道府県において入札参加資格審査の加点要素として採用されたことを受け、認証取得活動が近年急速な広がりを見せている。各事業所では、ISO9000で求められている品質マネジメントシステムの効果的な運営管理を実現するため、社内の情報化推進による効率的な文書管理・記録管理、情報の共有化・伝達に注目していると推察される。

「リテラシーの向上(社員の教育訓練)」に関しては、前述の「1事業所の情報化の現状」のなかでも触れているが、今後情報化を進めていく上で必要不可欠な分野といえる。事業所毎に差はあるものの、パソコンの導入・LAN構築などハード面での整備がある程度進んでいる現状で、今後各業務において情報化による有効性を発揮するためにも、これを使いこなすための技術や知識といった人材育成に関心が集まっているものと考えられる。

3) 電子入札等への対応

電子入札・電子納品等は、平成13年から国土交通省と一部の地方自治体で試行的に

実施されているが、埼玉県内の自治体ではまだ実施されていない。そのため、現状での電子入札等への対応として「すでに取り組んでいる」とする事業所が2割弱に対し、「検討中」とする事業所が6割弱であった。しかし、規模で大きくなるほど「すでに取り組んでいる」とする事業所の割合は高く、「1億円以上」の階層では6割弱に達しており、この階層では国土交通省発注工事に入札参加している割合が高い結果と考えられる。

今後の電子入札等への対応では、「積極的に取り組む」とする事業所が3割弱に対し、「周りの状況を見て取り組みたい」とする事業所が5割弱と、全体的に消極的な結果となった。現状での対応と同様に、規模が大きくなるほど「積極的に取り組む」とする事業所の割合は高くなるものの、県内の公共事業の主な発注機関となる県市町村での電子入札等の実施が具体的な計画ではなく検討段階にあることから、事業所側も静観するような姿勢になったものと考えられる。

国土交通省で実施している電子入札の形式をみると、インターネットに接続できる環境と応札者であることを証明する電子認証書(ICカード)、ICカードを読み取るためのカードリーダーがあれば対応でき、費用も高額にはならないことから比較的対応しやすいものと考えられる。一方、電子納品に関しては土木設計、工事完成図書、CAD製図、デジタル写真等が対象となっているが、CAD製図では基準が設けられ現在市販されているCADソフトでは対応できない場合もある。また、電子納品は発注者一元請会社間だけではなく元請会社一元請会社間でも必要となることが予想される。以上のことから、電子納品は電子入札ほど簡単には対応できないので、自社だけではなく協力会社を含めた形で対応を検討していくことが必要と推察される。

建設業適正取引に関する講習会を開催

当建産連は、社団法人埼玉県建設業協会、財団法人建設業適正取引推進機構と3者共催で、2月28日午後1時30分から埼玉建産連会館大ホールで「建設業適正取引に関する講習会」を開催した。講師は、財団法人建設業適正取引推進機構の矢野誠一相談指導部長と国土交通省関東地方整備局建政部山本淳建設産業調整官で、会員団体企業から約200人が熱心に受講した。

主催者を代表して、関根宏埼玉県建設業協会会長が挨拶、「入札契約適正化法により丸投げ全面禁止されるなど、一層法の遵守、適正な施工の確保が求められています。この講習会が意義あるものとなりますようお願いしております」と述べた。

講義に入り、まず矢野相談指導部長が「独



矢野講師

占禁止法の遵守について「建設業とその関連業を中心に」と題して講義した。矢野講師は、今回は、埼玉県建設業協会を、1つの事例として想定作成した独占

禁止法遵守マニュアルをテキストに講義した。独占禁止法の概要を、Q&Aで説明するとともに、相撲にたとえて、入札談合は八百長、不公正な取引方法であるダンピングは禁じ手とわかりやすく説明した。さらに、独占禁止法違反行為に対する排除措置や課徴金、入札談合に対する損害賠償請求訴訟等一連の流れについてもQ&Aで説明、最後に、入札談合リスク回避のため、マニュアルの作成を薦めるとともに、マニュアル作りにはいつでも相談に乗りますと結んだ。



講習会場

続いて、山本建設産業調整官が「建設業をめぐる最近の話題について」と題して講義し



山本講師

た。山本講師は、平成8年度に82兆円あった建設投資が右肩下がりで、平成14年度は62兆1000億円の見通しである建設業の現状や平成5年のゼネコン不祥事を

きっかけとする公共工事に関する制度改正の流れを時系列的に説明し、最近の「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」について触れ、発注者の責任、受注者の丸投げ全面禁止等について解説した。さらに来年度から適用が検討されている「経審虚偽申請」、「一括下請負」等建設業者の不正行為等に対する新たな監督処分の基準（案）の概要を説明した。また、公共工事に係る不正行為の排除等を一層進めるため「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」の徹底及びそのフォローアップ等を検討する国土交通省の方策検討会設置など建設業をめぐる最近の動きを明らかにした。以上で約3時間にわたる有意義な講習会を終了した。

理事会・委員会報告

理 事 会

3月18日正午から埼玉建産連会館センター2階第1会議室で平成13年度第4回理事会を開催した。



島村会長は「建設産業界は厳しさが続くが、新年度も知恵を拝借して、可能な限り有効な事業を進めていきたい」と挨拶、島村会長を議長に、鈴木理事（日本塗装工業会埼玉県支部長）、目黒理事（埼玉県建設大工工事業協会会長）を議事録署名人に選出し議題に入った。

まず課題(1)平成14年度通常総会の開催日程等については、開催日時6月12日（水）午後3時30分からとし、会場は埼玉建産連会館センター2階第1会議室、附議案は平成13年度事業報告及び収支決算、平成14年度事業計画及び収支予算案、役員を選任（改選）、その他とすることに、さらに懇親会、関連する会議等の日程についての事務局案を異議なく承認。続いて(2)平成13年度事業の実績（見込み含む）及び平成13年度一般会計、特別会計収支決算見込み(3)平成14年度事業計画（案）及び平成14年度一般会計、特別会計収支予算（試案）についてそれぞれ事務局の説明を受け、これを承認した。(4)さいたま市建設業協会賛助会員入会及び建産連会館への入居につ

いて審議、平成14年4月1日発足予定のさいたま市建設業協会の賛助会員として入会、建産連会館4階への入居を承認した。

報告事項に移り、(1)事務局人事について、埼玉建設労働者研修福祉センター所長飯田実氏の退職（3月31日）、後任（4月1日）寺山闊氏が報告された。続いて(2)平成14年新年賀詞交換会会計報告を了承、その他、雇用・能力開発機構の勤労者福祉施設の譲渡等についての報告があり、以上を以って理事会を閉じた。

広 報 委 員 会

1月23日（水）正午から埼玉建産連会館1階特別会議室で、広報委員会を開催した。議題は①「建産連ニュース」第91号の発行について②「建産連ニュース」第92号の編集案について③平成14年カレンダーの処理経過等について④その他。

島村会長同席のもと、有山委員長の挨拶のあと、有山委員長を議長に順次議事を進めた。

「建産連ニュース」第91号の発行について、事務局から記事の掲載順に要点の説明を受け、続いて「建産連ニュース」92号の編集案について目次順に趣旨説明を受け、いずれも特に意見なくこれを了承した。

次いで、平成14年カレンダーの処理について、配布数、配布先等が事務局から報告されこれを了承。最後に、次回委員会開催日を4月26日（金）とすることを決めて閉会した。



彩の国の橋

資料提供 埼玉県県土整備部道路街路課

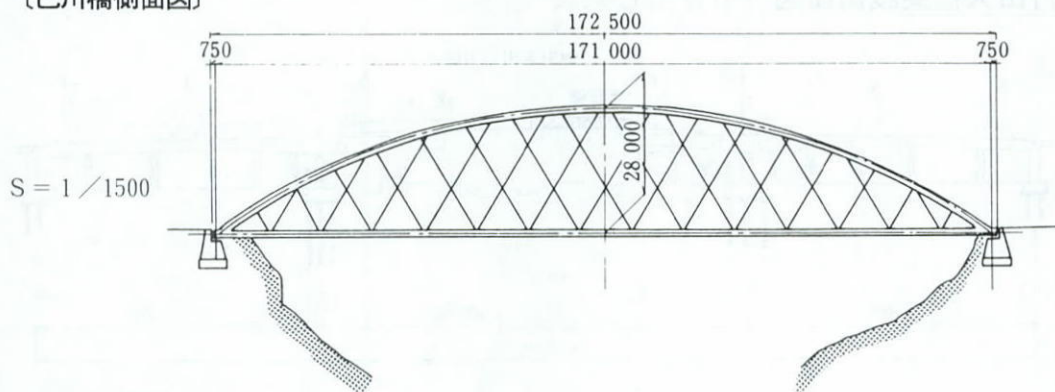
ともえ かわ ばし
【巴川橋】（秩父市）



巴川橋は、一般県道小鹿野影森停車場線が秩父市で一級河川荒川の深い谷を渡る地点に架設された橋で、自然景観にマッチするようにと、アーチ部材と車の荷重を受ける桁部材とを網状のケーブルで結ぶニールセンローゼ橋が選ばれた。本橋は県内初のニールセン橋で、支間171mは現地で架設された橋の中では日本最長である。



〔巴川橋側面図〕



〔巴川橋の概要〕

- 路線名 一般県道小鹿野影森停車場線 ●橋 格 一等橋 ●橋 長 172.5m
- 支 間 171.0m ●幅 員 8.00m (車道6.50m、歩道1.50m片側)
- 構造形式 ニールセンローゼ桁 ●総事業費 440,000千円 ●架設年度 昭和49年度

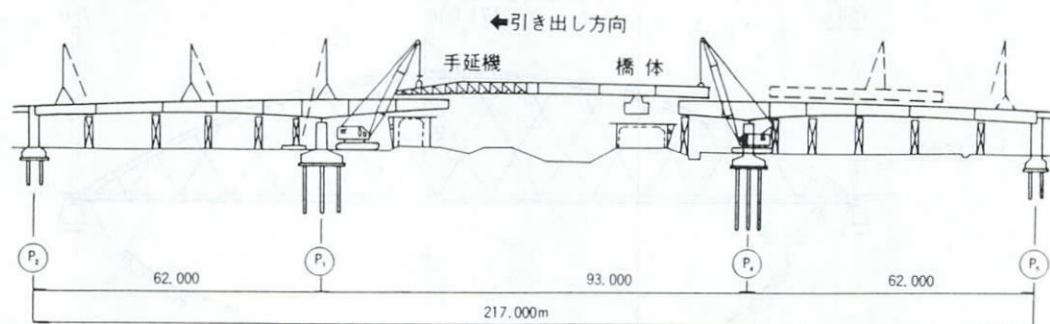
ぎょう だ おお はし
【行田大橋】 (行田市)



一般国道125号は千葉県佐原市を起点として、茨城県土浦市、古賀市、埼玉県加須市、行田市を経て終点熊谷市に至る延長129.0kmの主要幹線道路であり、首都東京から放射状に伸びる一般国道4号、17号、122号、東北自動車道と相互に連絡する環状道路のひとつであり、一般国道140号と連絡して県北部の重要な路線である。

行田大橋は、この路線の行田バイパス上にあり、行田市小見地区において秩父鉄道、武蔵水路、県道上中森鴻巣線と一跨ぎしている。中央支間は93mもあり、鋼箱桁橋としては県内最大スパンとなっている。

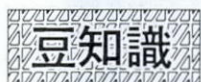
行田大橋架設側面図 (引き出し架設)



(行田大橋位置図)

行田大橋の概要

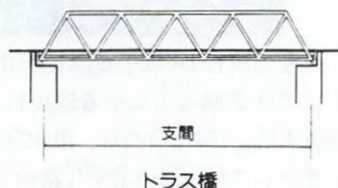
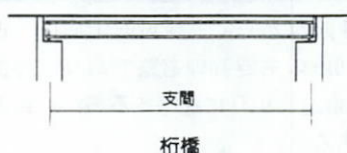
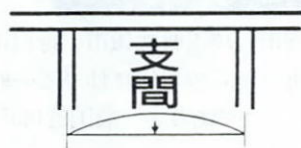
- 路線名 一般国道125号
- 橋格 1等橋
- 橋長 295.200m
- 構造形式
 - 上部工 (主径間) 3径間連続鋼床版箱桁
 - (測径間) PC中空床版、RC中空床
 - 下部工 逆T式橋台・壁式橋脚
- 幅員 9.750m (車道6.50m歩道2.0m)
- 総事業費 943,000千円
- 供用期間 昭和62年度



豆知識

支間とは

支間とは、橋脚と橋脚の中心間の距離のこと。実は、この支間の長さにはルールがあって、どの橋もこのルールにそって造られている。全体のバランスを上手にとる重要なポイントがここにも隠されている。



告知板

県が組織・定数改正

県は4月1日付けで組織・定数を改正した。建設関連中心のポイントは次のとおり。

[企業局の改革]

- 建設部の廃止、分譲推進課の設置（開発計画課と分譲推進室長の統合）、地域整備事務所南部支所の廃止

[出先機関の再編]

- 秩父公園建設事務所、浦和公園事務所、大宮公園事務所上尾支所の廃止
- 各農業改良普及センターの農林振興センターへの統合
- 飯能林業事務所の川越農林振興センターへの統合

[環境重視政策の拡充]

- 資源循環工場整備室長を新設、残土対策室長を設置

[政策課題への取り組み体制強化]

- （計画調整課）と（行政改革推進局）を再編し、改革政策局長を新設する。

[組織の簡素化]

[定数削減]

- 職員定数条例を改正し、合計184人の定数を削減する。

区分	現行	改正後	増減	新設	廃止	備考	
課	本庁	87	83	△4	5	△9	新設 産業企画課、土地水政策課 地域産業課、産業創出課 スタジアム公園課
							廃止 計画調整課、土地政策課 水政策課、産業振興課 工業振興課、企業支援課 スタジアム企画課 スタジアム施設課 県立病院課
所	出先	171	152	△19	0	△19	廃止 中央保健所、大宮保健所 南高等看護学院 各農業改良普及センター(10) 飯能林業事務所 秩父公園建設事務所 浦和公園事務所 循環器・呼吸器センター がんセンター、小児医療センター
職	局長	11	9	△2	1	△3	新設 改革政策局長
							廃止 行政改革推進局長 スタジアム建設局長 病院経営局長
制	室長	18	24	6	6	0	新設 残土対策室長 資源循環工場整備室長 地域保健福祉体制準備室長 産業技術総合センター準備室長 農林研究機関再編室長 地産地消推進室長

県の2月補正予算

県は国の第2次補正予算等に対応し、一般会計123億8,424万5千円の平成13年度2月補正予算を編成した。

主な歳出予算は次のとおり。

○社会福祉施設等の整備

- ・嵐山郷の知的障害者更生施設の整備
2億5,097万2千円
- ・嵐山郷管理棟の改修
2億3,173万9千円
- ・放課後児童クラブの施設整備
4,680万3千円

○交通安全施設の整備

- ・信号機新設(202基)・改良、交通管制システムの整備
7億6,425万4千円

○事業効果が高い公共事業の整備

- ・農林施設
14億4,634万4千円
- ・道路・街路
50億4,000万円
- ・河川
35億7,800万円
- ・公園
4億7,000万円

○繰越明許費の設定

123億6,262万4千円

- ・地域創造センター・支所
 - ・県情報センター新宿
 - ・市役所・町村役場
 - ・県立・市町村図書館
- また、県ホームページに掲載

アドレス 「彩の国5カ年計画

～『環境』『安心』『元気』
の彩の国づくり～」

<http://www.pref.saitama.jp/A02/BR00/5yp21/top.html>

「彩の国5カ年計画21」 策定

県は平成14年度から18年度の5年間に取り組むべき方策を体系的に示した新たな5カ年計画策定に向け、昨年9月に「新たな5カ年計画 大綱」を発表(本誌1月号行政情報に概要掲載)、県民の意見や県議会の審議を経て、「彩の国5カ年計画21」～「環境」[安心][元気]の彩の国づくり～として策定、2月19日発表した。本編は第1章総論、第2章分野別計画、第3章地域別計画から成り、350ページに及ぶ。概要版もある。

閲覧場所は次の通り。

- ・県庁 計画調整課、県政情報センター



2001年彩の国さいたま景観賞 及び20世紀景観賞受賞作品紹介

彩の国さいたま景観賞実行委員会（会長 土屋知事、県と(社)埼玉県建築士会、(社)埼玉県建築士事務所協会、(社)埼玉県建設業協会の4者で構成）は、2001年（第15回）彩の国さいたま景観賞受賞作品として6作品、奨励賞受賞作品として6作品を選定した。また平成12年度までの景観賞及び奨励賞受賞作品の中から20世紀景観賞1作品と特別賞3作品を選定、2月25日県庁第3庁舎講堂で表彰式を行った。受賞作品を紹介する。

(1) 2001年彩の国さいたま景観賞受賞作品

(公共の作品)

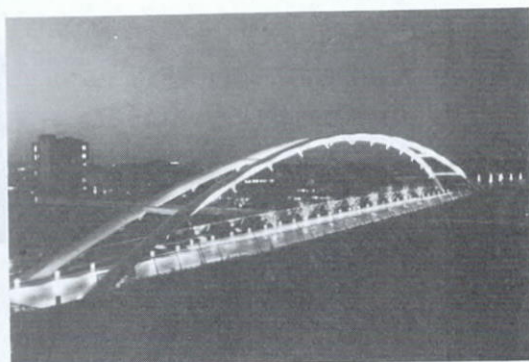
◎さいたま新都心東西連絡路 ▶

(大宮ほこすぎ橋)

建築主 さいたま市

設計者 (株)日建設計、JR東日本コンサルタンツ

施工者 大成・三ツ和建设JV、東日本旅客鉄道(株)



◀◎都市公団 松原団地西口公園

建築主 都市基盤整備公団埼玉地域支社

設計者 都市基盤整備公団埼玉地域支社

施工者 西武造園(株)東日本支社

◎小川町立図書館 ▶

建築主 小川町

設計者 (株)山手総合計画研究所

施工者 浅沼・小川特定建設工事共同企業体



(民間の作品)

◎サミー株式会社 川越工場 ▶

建築主 サミー(株)

設計者 (株)熊谷組首都圏一級建築士事務所



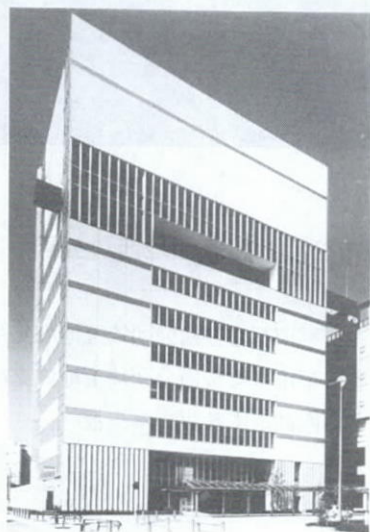
◎満る岡 (まるおか) ▶

(行田市城西4-6-21)

建築主 (有)満る岡

設計者 (株)根岸俊雄都市建築事務所

施工者 大野建設(株)



◀◎飯能信用金庫本店

建築主 飯能信用金庫

設計者 (株)久米設計

施工者 大林・細田・西武・ユニオン・
日清JV

{奨励賞受賞作品}

- ① 田園文化都市 吉川きよみ野 (吉川市きよみ野1丁目~5丁目)
- ② 羽生市三田ヶ谷農林公園 (キャッセ羽生) (羽生市三田ヶ谷1729-2)
- ③ ふるさとの森公園 (児玉町小平地内)
- ④ 大正浪漫夢通り (川越市連雀町・仲町地内)
- ⑤ はだかの家 (川越市渋井203-3)
- ⑥ 簡易保険総合健康増進センター「ラフレさいたま」 (さいたま市北袋1-21-3)

(2) 20世紀景観賞受賞作品

20世紀景観賞

さいたま新都心駅（さいたま市）



建築主 東日本旅客鉄道(株)
設計者 東日本旅客鉄道(株)東京工事事務所
(株)Jジェイアール東日本建築設計事務所
鈴木エドワード建築設計事務所
施工者 大成・鉄建・戸田建設工事共同企業体

特別賞

川越一番街づくり（川越市）



建築主 一番街電線地中化事業促進会議
川越市
設計者 一番街電線地中化事業促進会議

特別賞

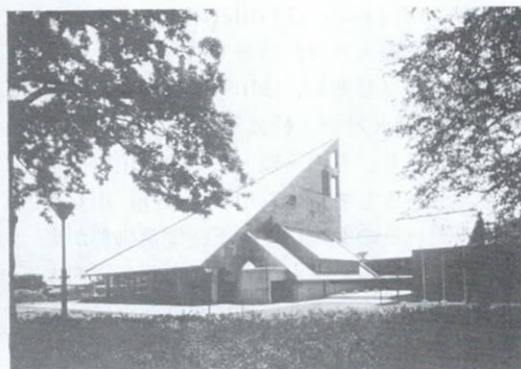
星川通り（熊谷市）



建築主 熊谷市
設計者 (株)あい造園設計事務所
施工者 (株)秋山組

特別賞

児玉町文化会館・公民館・図書館
（児玉町）



建築主 児玉町
設計者 (株)前川建築設計事務所
施工者 佐藤工業(株)、横尾建設(株)
多野建設(株)

埼玉が生んだ著名な人物伝 その20

三上 於菟吉

— 直木賞初代選考委員で『雪之丞変化』の作者 —

間仁田 勝

大正から昭和初期にかけて、菊地寛とともに日本文学界を二分するほどの代表する作家として活躍し、朋友・直木三十五の死後は初代の直木賞の選考委員となるとともに、映画、舞台等で、今でも繰り返し上演されている小説『雪之丞変化』の作者である庄和町出身の三上於菟吉について記す。

1. 出生

三上於菟吉は、明治24年（1891）2月4日、中葛飾郡桜井村木崎（今の庄和町）において、医師である三上純太郎、まさの三男として出生した。

この於菟吉の生まれた中葛飾郡桜井村とは、もともとは下総国、いわゆる千葉県に属していたが、明治8年に江戸川右岸ということから埼玉県に編入された地域であった。

天正18年（1590）、徳川家康は関東に入国すると、治水対策、特に利根川の改修（東遷）に着手し、その一環として太田川のショートカットとして新太日川（今の江戸川）を開削した。その開削により下総国葛飾郡が東西に分断されることとなったことから、旧太日川右岸、いわゆる西側地域が武蔵国に編入され、武蔵国葛飾郡（後の埼玉県東葛飾郡）となった。しかしながら、その旧太日川と新太日川に囲まれた地域である42ヶ村は庄内領と呼ばれ、特に下総国と密接な関係にある地域であったことから、下総国に据え置かれ、明治維新後はそのまま千葉県中葛飾郡となっ



三上 於菟吉

た。その後、明治8年の勅命により、新太日川、いわゆる江戸川が県境と定められ、中葛飾郡は埼玉県に編入され、埼玉県中葛飾郡となったのである。

この中葛飾の42ヶ村も、明治22年の第一次町村合併により、金杉村、豊岡村、桜井村、宝珠花村、^{とみた}富多村、南桜井村、川辺村の7村

となるとともに、明治29年には、この中葛飾郡も北葛飾郡に編入されている。

また、この7村も戦後の昭和の第二次町村合併により、南桜井・川辺・富多・宝珠花の4村が庄和町に、金杉村が松伏町に、桜井村が杉戸町に、そして豊岡村が杉戸町と幸手町に、それぞれ編入された。

今でいう庄和町の全区域と幸手市、杉戸町、松伏町の一部地域である。

於菟吉は、そんな変動時期の埼玉県中葛飾郡桜井村に生まれたのであった。

2. 売れっ子大衆作家となる

於菟吉の家は代々、医を業とした名家であった。そのためか、所蔵の本は極めて多く、於菟吉が後に「赤ん坊の頃から書物の中に育った」と述懐しているように、子供の頃から無類の文学好きで、その上、常に書物に熱中していたことから、小学校時代には同級生から「読書好き」とあだ名されるほどであった。

明治37年(1904)、桜井小学校を卒業した於菟吉は粕壁中学校(今の春日部高校)に優秀な成績で入学した。記録によると入学者中2番の成績であったという。

中学では文芸部に所属し、在学中に校内誌『学友開放』が創刊されると「天洞」の雅号で短歌をたびたび寄稿するとともに、一般雑誌である『中学世界』『文章社会』にも小論を投稿していった。

粕壁中学校卒業後、自然主義文学運動の憧れから、島村抱月、片山伸らを擁する早稲田大学に理想を抱き、その文科の予科(予備課程)に入学したのであった。明治44年、於菟吉20歳の時であった。

その時、同時に入学した者に、宇野浩二、広尾和郎、国枝史郎がおり、同窓としては将来ライバルとなる谷崎精二、直木三十五、沢田正二郎らがいた。

翌明治45年、文芸雑誌『シレエネ』を創刊し、文士としての道を歩み始めた矢先、題材に問題ありとされ、発売禁止処分となってしまう。

出鼻を挫かれた、そんな鬱憤の蓄積から大学に近い神楽坂に頻繁に通うようになり、その芸妓に夢中になり、学問の疎かになるようになっていった。

そんな於菟吉を憂いた父の純太郎は、大学を中退させ、郷里に引き戻したが、彼の文学への熱は覚めず、謹慎中においても母校の文学誌『早稲田文学』に作品を投稿するほどであった。

そして大正3年(1914)、再び上京、毎夕新聞の社会部記者となるが、3ヶ月で退社し、文筆活動に入っていった。

於菟吉は、豊富な読書量と外国文学の知識をもとに、大正4年(1915)には、処女作である純文学作品『春光の下に』を自費出版するが、朝鮮独立運動を題材としていたことから、またも発売禁止処分となってしまった。

この相次ぐ発売禁止処分は於菟吉にとって大きな打撃であったが、これに屈せず、翌年、「講談雑誌」に大衆文学である『悪魔の恋』を発表した。

これは大いに評判を得ることとなった。

この評判に気を良くした於菟吉は、これを機会に大衆小説に転じ、大正13年(1924)には「時事新報」に『白鬼』を連載、そして『日輪』、『激流』等、たて続きに発表、そして、翌13年に「朝日新聞」に『敵討日月双紙』の連載小説を発表した。

この小説は評判が高く、於菟吉の出世作となったのである。

この作品は、イギリスのウィリアム・サッカレーの『双生児の復讐』を原案として創作された時代物小説で、その後も、オスカー・ワイルドの『ドリアン・グレイの画像』を原案として『元禄若衆』、ヴィクトル・ユゴーの『エルナニ』を原案とした『戦国英雄』等、同趣向の作品を次々に発表していった。

3. 長谷川時雨との出会い

於菟吉が、生涯の妻となる長谷川時雨(本名:康子)と出会ったのは大正4年(1915)のことであった。

長谷川時雨は、歌舞伎役者の6世尾上菊五郎と連携し、『絵島生島』、『美人伝』、『桜吹雪』、『出島のお国』などの戯曲や脚本を書くなど既に我が国初の女流劇作家として知られていた。

純文学を志していた於菟吉が、初めて書いた長編小説『春光の下に』を出版したが、皮肉にも発売禁止処分となってしまったことから、当時、売れっ子脚本家であった長谷川時雨に、そのうちの一冊を贈ったのがきっかけであった。

それを読み、時雨は於菟吉の文学に対する情熱に感動するとともに、この当時無名であった青年に自分の情熱を注いで行くことを決心したという。

於菟吉が『悪魔の恋』をはじめとする大衆小説を次々と著し、作家としての地位を固め始めるのは、大正10年代のことで、それまでの不遇の時代を支えたのが、時雨であり、それが、やがて愛へと変わっていくととなったのも不思議ではなかった。

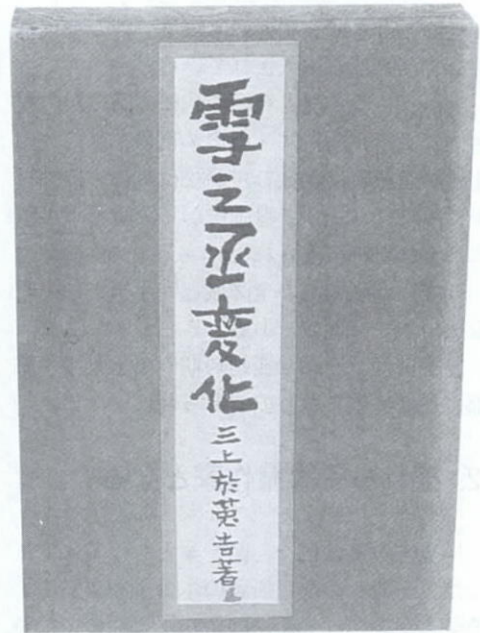
時雨は、長谷川家の戸主となっていたためやはり三上家の戸主であった於菟吉の戸籍には最後まで入籍することができなかったものの、12歳年上の時雨とは人が羨むほどの仲の良い夫婦であった。

4. 『女人芸術』の発刊

昭和3年(1928)、於菟吉は妻の長谷川時雨とともに女流文芸雑誌としての『女人芸術』を発刊した。

これは、大正12年に時雨が女流作家の登竜門として創刊した同名の女流文芸機関誌《女人芸術》が、たった2号でもって廃刊となっていたものを、ぜひとも再刊したいとの時雨の強い願望から、当時は売れっ子となっていた於菟吉が資金援助し、再刊したものであった。

この機関誌には、平林たい子、岡田禎子、佐多いね子、平塚雷鳥、神近市子らが論評、小説、詩歌を投稿するなど、多くの著名な女流小説家が育っていった。



『雪之丞変化』単行本

(「埼玉の文学」より)

特に、昭和3年の『女人芸術』の2号に投稿された林芙美子の詩「黍畑」は、於菟吉の心を捉えることとなった。

その詩に衝撃を受けた於菟吉は、この新人に早速、小説を書くように奨めた。

それが『女人芸術』の4号から連載された名作『放浪記』であった。

この貧しく辛い人生経験を日記体で記した小説は連載中から人気を博し、昭和5年に単行本が出版されると、たちまちベストセラーとなり、林芙美子を一躍、スターダムにのせる作品となったのであった。

於菟吉は、「気の染まない大衆小説を書きなぐると、むやみに金が入る。自分はニセ札の製造機と同じだ。」(随筆集『随筆わが漂白』)と述べ、満たされぬ思いを新人発掘に注ぎ、それが時雨主宰の『女人芸術』への膨大な資金提供となったものと思われる。

『女人芸術』から、この林芙美子を始め、円地文子、宮本百合子、矢田津世子といった女流作家が巣立っていったことは、於菟吉のこの上ない喜びであった。

残念ながら、この『女人芸術』も、プロレ

タリア運動の機関紙とされ、弾圧の前に昭和7年(1932)5月をもって廃刊となってしまった。

5. 不朽の名作『雪之丞変化』を執筆

昭和9年から10年にかけて、『朝日新聞』夕刊に連載された小説『雪之丞変化』は、於菟吉にとって、彼を日本文学界での不動の地位に占めさせる作品となり、於菟吉の名を終生残す不朽の名作となった。

この作品は、連載中に人気が沸騰して映画化が決定するなど、大衆文学の歴史を飾る代表作として、また、娯楽時代劇の最大傑作として永遠の名作となった。

『雪之丞変化』は、歌舞伎の女形(女役)を主人公にした作品で、今も手に汗を握る時代伝奇小説である。

長崎の豪商だった雪之丞の親は、時の長崎奉行の土部駿河守三斎の陰謀に巻き込まれ殺され、雪之丞は身寄りを失ってしまう。彼を引き取った歌舞伎役者の中村菊之丞は、雪之丞に歌舞伎と剣劇を教える。歌舞伎役者として身を立てながら、雪之丞は義賊の闇太郎の助けを得て、土部三斎へのあだ討ちを狙う。江戸に戻っていた土部は江戸においても、米相場を左右するなど、悪徳振りを発揮していた。両親を殺された恨みと、その悪徳振りに雪之丞の怒りは高まった。

於菟吉の作品は、『日輪』、『炎の空』等、その多くが映画化されているが、その中でも、特に『雪之丞変化』は顕著で、筆者の知る限りでも、10本以上を数えるほどである。

勧善懲悪という時代劇の定石が踏襲されているが、その悪を裁くのが、かつて両親が悪巧みに巻き込まれ、孤児となった歌舞伎の女形だということところが興味を喚起し、何度も映画化されることとなったものと思える。

歌舞伎の女形・中村雪之丞と、義賊・闇太郎と一人二役を演じ分けるのが、この役を務める役者の腕の見せどころとなっている。

最初に映画化されたのが昭和10年(1935)の松竹で、衣笠貞之監督による『雪之丞変化

・三部作』である。主演の長谷川一夫が雪之丞と義賊の闇太郎に扮し、特にその艶やかな女形ぶりは人気を博した。

その後、映画、歌舞伎、宝塚歌劇、そしてテレビ等と『忠臣蔵』に匹敵するほどの人気作品として、今でも毎年どこかで演じられている。

6. 直木賞の初代選考委員となる

於菟吉は、当時すでに菊地寛に次ぐほどの人気作家として、大衆小説の第一人者となっていた。

於菟吉の文学は、海外文学の影響を受け、大衆性のなかに近代批評精神をのぞかせている点に特色があった。

『淀君』、『千姫』といった時代物にも、その一端があらわれている。

昭和9年に親友の直木三十五が死去し、翌年10年に直木賞が制定されると、菊地寛、大佛二郎、久米正雄、吉川英治らとともに、選考委員となった。この委員は於菟吉が病で辞すまでの8年間、第16回(昭和17年下期)まで連続して続けられ、多くの著名な作家を世に送り出していった。

於菟吉の全盛時代における創作活動は想像を絶するものがあり、その創作量は膨大なものであった。

そして、昭和10年には、その集大成としての全集、『三上於菟吉全集』全12巻が刊行されたが、その後も衰えることはなかった。

於菟吉は、そんな生活がたたったのか、昭和15年には血栓症により右半身不随となり、その後、病床に伏すようになってからは、創作活動も次第に衰えていった。

「作家のことですから、そう長生きは望みませんが、もう一ぺん元の体にして、本当の仕事をさせてから、死なせてやりたいと思います。」(『えんじゅ10号』)

時雨は、於菟吉を介護しながらも、見舞いに来る人達に常にこう話していたという。

そんな時雨も、太平洋戦争が始まる直前の昭和16年(1941)8月22日、病を得て、再起

の願い続けた夫・於菟吉に先立って旅立っていった。享年61歳であった。

一人になった於菟吉は、昭和18年には戦局の悪化とともに、故郷に近い北葛飾郡幸松村（今の春日部市八丁目）に疎開したものの、翌年昭和19年（1944）2月7日、血栓症が悪化してついに帰らぬ人となった。

妻・時雨が旅立ってから4年後のことで、時雨より8歳若い53歳の早い死であった。

その18日、日本文学報告会により、東京青山斎場で告別式が催された。当時の文壇を率いるトップクラスの葬儀だけに、いつ終わるかと思われるほどの盛大なものであった。

庄和町で生まれ、東京で活躍し、春日部で晩年を過ごした於菟吉も、今は杉戸町木野川の共同墓地に静かに眠っている。

先立った妻の時雨も、当初、長谷川家の墓所のある鶴見の総持寺に埋葬されたが、後に分骨され、夫・於菟吉の墓所に合葬された。

なお、於菟吉の生家も、人手に渡り売却されたものの、現在は心ある人により、杉戸町大塚の地に移築されている。

— 完 —



於菟吉・時雨夫婦の墓所

< 参考文献 >

- 「インターネットしょうわ」（庄和町役場）
- 「アリーチェの“映画うたたねの記”第6回」
- 「えんじゅ10号」（越後耕一著）
- 「早稲田と文学」（早稲田大学図書館）
- 「埼玉の文学」（さいたま文学館）

追記

一旦、10回目で中休みをし、再開したこのシリーズも早いもので20回となりました。皆様からの暖かい激励と助言により、今まで続けることができました。心よりお礼申し上げます。

今回で丁度20回となりました。ひとまず、この回をもって筆を下ろさせていただきます。また、機会がありましたらこの誌上でお会いしたいと存じます。

大変長い間ご愛読、誠にありがとうございました。

間仁多 勝

建産連だより

組合員のISO認証取得に向けて

埼玉県電気工事工業組合

ISO認証に向け取り組んでいる当組合は、所属組合員のためにISO取得支援を図っており、3月にはISO取得セミナーを行った。6月には「内部監査員養成講習」を行うことが、理事会で決定され、特に、この講習は認定訓練として格安で受講できるよう配慮した。

近年、入札等の参加者を指名する際には、ISO認証を要件とする官公庁等が多くなっている。3月に開催したISO取得セミナーには30名の参加者があり、ISO合同取得を希望する組合員もあり、関心は上々であった。6月の「内部監査員養成講習」には多数の参加者があると見ている。

このようにISOに期待するのは近年の景気停滞に伴う官公需への期待傾向が背景にあるものと思われる。

不況時に資格保持者が強いと昔から言われており、このISOが経営審査で加点されるので、これが企業における一つの資格と見た場合、ISOを取得することが、この時代・時勢を見据えた組合員の企業戦略であるならば、組合はこれを支援する必要があると組合執行部の高所からの判断によるものである。

「ホームページの開設」

(社)埼玉建築設計監理協会

当協会では、本年度のテーマの1つであります「IT」の実施の一環として、2001年10月からホームページを開設いたしました。会員をはじめとする関係皆様方との情報交流の場としまして、既存建築物の耐震診断・耐震補強事業、県内の大学を対象とした卒業設計

コンクール、高齢者福祉へのコンサル、環境問題等々、当協会の活動の内容を掲載させていただいております。今後は、インターネット、e-mail、掲示板等を利用したデジタルデータでの情報の交換を進めさせていただきたいと思っております。ぜひ、このホームページのアドレス<http://www.sekkan.jp>を左クリックしてください。

講習会受講申込方法が変わります！

建設業労働災害防止協会 埼玉県支部

平成14年度安全衛生教育の予定表ができあがりました。当支部会員の皆様には、過日お送りした支部機関誌「建災防さいたま」に掲載しておりますが、平成14年度から当支部において実施する講習会の受講申込み方法が改善されました。

今まで、郵送・FAX等による受け付けは行っておりませんでした。平成14年度実施分から、郵送・FAX等による予約受け付け、銀行振込による受講料のお支払い、郵便による受講票等の交付へと変更させていただきました。

不況の波が直撃している建設業の中において、リストラ等、例外なく痛みすぎる努力をされていることと思います。当支部としましても、受講申込事務に関わる人的負担（時間・各種経費）をいくらかでも軽減できないか検討しておりましたが、このたび前出のとおり、当支部窓口まで足を運ぶことなく、各講習の申し込みができるようにしました。

また、各講習修了者への修了証の交付も、すでに、トラック便等の利用により簡便化を図っております。

これにより、県外の受講希望者ばかりでなく、県内の受講希望者・各事業場等皆様へのサービス向上につながるものと期待しております。

平成14年度安全衛生教育（講習会）実施予定

（平成14年4月～平成15年3月）

建設業労働災害防止協会 埼玉県支部
さいたま市鹿手袋4-1-7 TEL 048(862)2542

区分	教育科目	実施月
技能講習関係	地山の掘削作業主任者技能講習	4・（7深谷）・（9秩父）
	土止め支保工作業主任者技能講習	（10伊奈）・1
	型わく支保工の組立等作業主任者技能講習	5・（7鴻巣）・（10羽生）
	足場の組立等作業主任者技能講習	4・5・（6深谷）・（7伊奈） （9羽生）・11・2
	建築物等の鉄骨の組立等作業主任者技能講習	6・12
	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習	3
	ずい道等の覆工作業主任者技能講習	3
	木造建築物の組立等作業主任者技能講習	6・3
	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	7
	高所作業車運転技能講習	5・8・11・2
	鋼橋架設等作業主任者技能講習	今年度は開催致しません
コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	今年度は開催致しません	
一般教育関係	建築工事統括安全衛生管理講習	5・（9伊奈）・1
	安全衛生推進者能力向上教育（初任時教育）	6
	安全衛生責任者（職長）教育 （2日間）	4・（5深谷）・6・（7伊奈）・8 （9羽生）・10・（11秩父）・12 （2鴻巣）・3
	安全衛生責任者教育（1日教育）	5・8・11
	高所作業車（運転）特別教育（1日教育）	（9三郷）

- ★1（□地名）の無いものは、さいたま市（旧浦和市）開催。
2 実施月中における地名は、開催地を示します。
3 講習会実施月・開催地は、変更されることがあります。
4 希望者が15名未満の場合は、中止することがあります。

定期報告に関するお知らせ

（財）埼玉県建築住宅安全協会

A) 定期報告に関して、4月1日から次の点
が変更になっていますので、お知らせしま
す。

- ① 昨年9月の新宿・歌舞伎町での火災を
教訓として、県では定期報告建築物の指
定対象の改正をし、4月1日から施行さ

れています。改正後の対象物件は別表の
とおりです。

- ② 狭山市が新たに特定行政庁の仲間入
りをしました。この関係で、同市内の対象
物件の台帳番号が変更されています。
③ 建築設備の報告書に添付される『別
紙』（検査結果様式）が、大幅に改正さ
れました。新しい用紙は事務局で配布し
ています。必要な方は、☎048-865-0391
へ連絡願います。

- ④ 報告書を提出いただくときの『定期報告指導手数料』について、名称を『定期報告事務手数料』と改めた他、金額も次のように変更しました。

イ) 建築物 (1棟につき)

指定用途部分の面積	改正前	改正後
1,000㎡まで	4,000円	4,000円
1,000㎡を超え 5,000㎡まで	5,500円	
5,000㎡を超え10,000㎡まで	7,500円	7,000円
10,000㎡を超え15,000㎡まで	10,000円	
15,000㎡を超え20,000㎡まで	12,000円	7,000円
20,000㎡を超えるもの	15,000円	

ロ) 建築設備 (1棟につき)

設備の種類	改正前	改正後
機械換気設備	2,000円	1,800円
機械排煙設備	2,000円	1,800円
非常用の照明装置	2,000円	1,800円

B) 本会では『品確法に基づく住宅性能評価に係る性能表示支援事業』を昨年6月から行っています。これは、性能評価機関に対する『評価申請図書』の作成をお手伝いするものです。詳細については、専用電話0120-252-256 (フリーダイヤル) に御遠慮なくお問合せ願います。

(別表)

埼玉県建築基準法施行細則で指定された定期報告対象建築物

(平成14年4月1日改正施行)

次の表の(い)欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の規模が(ろ)欄の当該各項に該当するもの。(は)欄は、第一回の報告を行った日の翌日から起算しての、報告の間隔を表します。

	(い)	(ろ)	(は)
一	劇場、映画館、演芸場	床面積の合計が200㎡を超えるもの、3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの又は主階が1階にないもの	2年
二	観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場、 病院、 診療所(患者の収容施設があるものに限る)、 建築基準法施行令第19条第1項第1号の規定する 児童福祉施設等(入所施設があるものに限る)、 ホテル、旅館	床面積の合計が500㎡を超えるもの又は3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの	2年
三	共同住宅	6階以上の階にあるもの	3年
四	学校(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校 及び大学を除く)、 体育館	床面積の合計が2,000㎡を超えるもの又は3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの	2年
五	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	床面積の合計が2,000㎡を超えるもの	3年
六	物品販売業を営む店舗	床面積の合計が1,500㎡を超え、かつ、2階以上の階にあるもの	2年
七	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	地階若しくは3階以上の階にあるもの又は床面積の合計が1,500㎡を超え、かつ、2階にあるもの	2年
八	事務所その他これに類するもの	床面積の合計が2,000㎡を超え、かつ、6階以上の階のあるもの	3年

(安全協会注)

1. 各用途の下線部分が今回改正箇所ですが、一部の特定行政庁では改正をしていないところもあります。

2. 『中等教育学校』とは、学校教育法第 51条の2に掲げる学校をいい、具体的には中・高一貫教育を目的とした学校のことです。
3. 公衆浴場及び飲食店は、従来から対象用途として指定されていましたが、「地階若しくは3階以上の階にあるもの」という条件が新たに加わりました。

県市町村技術職向け技術研修会を終えて

埼玉県地質調査業協会

当協会の技術委員会は現在7名で構成され、毎年下表の様な活動を行っています。

埼玉県地質調査業協会／技術委員会 行事予定

名 称	内容(講習内容・講師等)	予想 人数	対 象 者	主 催 ・ 後 援 者 等
1 定期委員会	報告・意見交換	(7)	—	
2 技術講演会	up-to-dateな技術テーマ	200	県・市町村職員 会員・一般	例年県技術課
3 現場研修会	大型プロジェクト	20	会員	技術委員会
4 全地連／技術フォーラム	(1名参加)	(1)	—	全地連
5 「技術ニュース」発行	委員会行事報告・ニュー ス経験談等(PR)	(1)	県・市町村職員 会員・一般	技術委員会
6 関東協会合同委員会参加	報告・意見交換	(1)	関東技術員 支部技術委員長	関東協会
7 県・市町村職員研修	地質調査の基本	50	県・市町村職員	県技術管理課 県土木事務所

この内「県・市町村技術職向けの研修会」は「地球・地震のメカニズム」から始まり、「埼玉県の地形と地質」、「地質調査と方法」、「構造物や建物に必要な調査項目」、「土壌・地下水汚染のための調査」まで、その時々要望に応じてテーマを設定し、ここ十数年来恒例となっています。

本年度も、県技術管理課殿の要請による「県土木技術職員基本研修Ⅰ」、「県土木技術職員専門研修」、八潮新都市建設事務所及び大宮土木事務所殿の要請による「技術研修」でも多数の技術職の出席を得ました。

その内容は下表の通りであります。

埼玉県地質調査業協会／県・市町村技術職員研修

名 称	内容(講習内容・講師等)	開催期日	参加 人数	対 象 者	主 催 ・ 後 援 者 等
1 県土木技術職員 基 本 研 修	地質調査の基礎(埼玉県の地形/ 地質・柱状の図の見方)	7月18日	50	県職員(1～2年)	県技術管理課
2 県土木技術職員 専 門 研 修	地質調査の基礎(地形地質・下水 ・道路・液状化)	9月3日	74	県職員(4～5年)	県技術管理課
3 平成13年度 技 術 研 修	土木構造物・下水道・山留め・ 道路・土地造成	2月12日	37	八潮新都市建設事務所 八潮市・三郷市職員	八潮新都市 建設事務所
4 大宮土木事務所 管内技術研修	埼玉県の地形/地質・土木構造物 ・N値・圧密沈下	3月15日	45	大宮土木事務所管内 職員	大宮土木 事務所

昨今、生活空間を脅かす環境の変化（地震・汚染等）には目まぐるしいものがあり、それに応じた対処が必要であり、多方面の法規制が、刻々と改正されてきています。

建設関連でも、全てにわたり厳しくなった訳ではなく、「ここまでの要求なら、この範囲まで守れ」という性能規定は経済性も含めた新しい考え方と思われま

す。協会では、このような動きを常にキャッチし、必要な調査技術及び範囲をこのような研修会によりPRして行きたいと思っております。

お問い合わせ：TEL 048-862-8221

E-mail chisitu@saturn.plala.or.jp

経営者・幹部職員研修会の開催

(社)埼玉県建設コンサルタント
技術研修協会

人材育成事業として従来から当協会は、経営者、幹部職員及び実務職員を対象とした研修会を3回開催しておりました。しかし公共事業の削減の昨今の経営環境のなかで、協会経費削減の声を受けて本年度は、経営者と幹部職員の研修を同時開催といたしました。

経営者にとって激しく変化する経営環境のなかでよい人材を得るためには「働きがいのある賃金制度」の確立が基本的に必要であり、「変わる賃金事情と処遇の改革」を、そして幹部職員にとっても「職員の健康は会社の宝」でもあるということ再確認していただく意味で健康問題を研修演題に選びました。

去る平成14年2月13日（水）に「さいたま共済会館」において、参加者41名（会員33名、会員外8名）を得まして正味3時間研修が熱心に行なわれました。

先ず小山会長から「20年前は我が建設コンサルタント業界は成長産業であったが、公共事業の経営に100%を依存する特殊な業種である業界は今やまさに斜陽産業である。この苦況を乗り切るには「少数精鋭主義」でいかなければならないし、そのためには職員が健康でなければならない。」と挨拶した。

先ず演題I「健康は目に見えない宝」一かけがえのない命、自分で守れ—について、講師の阿部医学博士は、最初から「病院」は危ないところであるとし、最近の医療ミスの実例からすべて専門化しているから他のことは知らないという状況になっているからである、だから病院にはいかない、つまり病気にはならない、そのためには自分の生活をコントロールする、そして定期的に自分を計測する—自分の弱点を知る、生命を守るうえで「よき主治医」をもつことである。「掛かり付け医」は、その後のフォローアップには関係ない、そして自分の体質を十分知る、それには「親」を見ることである—つまり「遺伝子」を調べることによって将来発症する可能性のある病気を、ライフスタイルを変えることによって避けることもできる。日本一長寿であった泉茂千代さんの話で“長生きには健全な生活があり、のんびり生活する、楽しみがあり、生きがいがある”ということに共感を感じました。

参加者のアンケート調査回答には「ストレス解消法、早期発見等大変参考になった」、「日本の医療が国民のためになっていないことが理解できた」などの感想があった。

演題2「変わる賃金事情と処遇の改革」—活力を生む給与決定のポイント—について賃金管理研究所の蒔田講師は、口調も勢いも最後まで変わらず「役割と成績に見合った賃金と賞与を、その役割責任に最もふさわしい社員をそのポストに」の主張も一貫していた。基本給を世間相場的に上げていくのは社員にやる気を出させる意味が必要であり、家族手当も必要で本給表できれば人件費の削減につながるものになる、賞与総額は付加価値額に連動させその評価方法は成績評価制度による、実力昇給の具体的決め方などが詳細に説明され、さらに「責任等級説明書」、「本給月額表」、「調整年令制度」、「等級別成績評価配分点数表」と聞き慣れない用語が解説され、アンケートの回答にある「時勢に沿ったもので目が覚めた、大変よかったもう一度聞きたい」など好評であったのも頷ける講演でありました。

サービスコーナーメニューのご案内

東日本建設業保証(株)

当社では、皆様の会社経営のお役に立てるよう次ぎのようなサービスを“無料”で行っています。

また、当社ホームページのサービスに関する情報もご覧ください。(http://www.ejcs.co.jp/service/)

I ビデオの貸出

社員の教育、研修用として安全管理、税務会計、ISOなどのビデオを無料で貸出しています。

【新作】

「新マニフェスト伝票とその管理」「新手法による災害事例研究」

「安衛法違反の送検事例から学ぶ安全管理」「建設現場のヒューマンエラーを防ぐ決め手」

「企業危機を乗り切る 民事再生法」「ちょっと待てその新規 危ない会社の見分け方」

II 経営資料の提供

■小冊子

税務対策、安全管理、相談事例集など企業の体質改善に役立つ小冊子を各種発行しています。

【新作】 認証取得ハンドブック ISO9001:2000年版対応

■財務診断

これからの建設企業経営に対する財務診断の新スタンダードです。経営事項審査総合評価の算出シュミレーションも実施いたします。

■建設Today

建設業に関するホットな情報を提供しています(月2回)。

■景況調査

当支店が県内約100社を対象に、経営動向調査を行なった結果を発表しています。

■財務統計指標

建設企業の経営活動を、地域別・業種別・規模別などで比較できる統計指標を提供しています。

■EAST TIME

当社の保証実績や、最近の建設業界の話題を紹介しています。

III ISO9000s 導入診断

当社ホームページ上で、簡単な設問への回答により、「導入診断結果表」と「設問別アドバイス」が表示されるISO9000s導入についての診断を行っています。

IV 個別経営相談

「経営事項審査」「ISO認証取得」等、個々の建設企業のニーズに応じた個別経営相談会を実施しています。

V 講習会等の開催

建設業協会等の協力のもと、講習会を開催しています。

○経営一般 「ISO」「経営事項審査」等建設業経営に関する内容の講習会です。

○建設業会計 「建設業経理事務士検定試験」の受験対策用の講習会です。

埼玉県さいたま市高砂4-3-15 KSビル5階
東日本建設業保証(株) 埼玉支店

TEL 048-861-8885 FAX 0120(027)336

連合会日誌

- 1月18日 埼玉県電気工事工業組合新年懇親会（アルーサ清水園）に関常務理事出席
- 1月21日 (社)全国建設産業団体連合会正副会長会議及び理事会・評議員会（東海大学校友会館）に正副会長等出席
日韓親善協会中央会新年賀詞交歓会（麴町会館）に島村会長出席
- 1月23日 広報委員会
建産連ニュース第91号の発行、第92号編集案、平成14年カレンダーの処理経過等について協議
(社)情報通信設備協会埼玉県支部新年賀詞交歓会（ラフォーレ清水園）に関常務理事出席
- 1月25日 埼玉県環境安全施設協会新年賀詞交歓会（サンパレス）に関常務理事出席
- 1月29日 第13回暴力追放・薬物乱用防止埼玉県民大会（埼玉会館）に島村会長出席
- 1月30日 彩の国みどりの団体合同賀詞交歓会（ロイヤルパインズホテル）に島村会長出席
- 2月1日 公明党埼玉県本部新春賀詞交歓会（東武ホテル）に関常務理事出席
- 2月13日 彩の国まごころ国体実行委員会第3回募金推進専門委員会（県民健康センター）に榎専務理事出席
- 2月14日 彩の国建設ステーション優秀技能者顕彰表彰式（ロイヤルパインズホテル）に島村会長出席
- 2月21日 埼玉県自然環境保全審議会みどり自然部会（共済会館）に島村会長出席
- 2月22日 埼玉犯罪被害者援助センター設立記念講演会（さいたま市民会館うらわ）に関常務理事出席
- 2月28日 講習会
建設業の適正取引に関する講習会
「独占禁止法の遵守について」
－建設業とその関連業種を中心に－
講師：矢野 誠 一 氏
「建設業をめぐる最近の話題について」
講師：山本 淳 氏
於：埼玉建産連会館センター3階大ホール
(社)埼玉県建設業協会との共催 受講者総数 201名
- 3月7日 勤労者福祉施設担当者会議（教育会館）に飯沼主任出席
- 3月8日 埼玉県日韓親善協会常任理事会（ロイヤルパインズホテル）に関常務理事出席
- 3月18日 正副会長会議
理事会付議事項について事前協議
理事会
平成14年度通常総会の開催日程、平成13年度事業実施計画の実績（見込含む）及び平成14年度事業計画（案）、平成13年度収支決算見込及び平成14年度収支予算（試算）等について協議

- 3月20日 (社)全国建設産業団体連合会情報化担当者会議(財建設業振興基金会議室)に出席
 (社)全国建設産業団体連合会総務・広報・構造改善対策委員会合同会議(財建設業振興基金会議室)に島村会長等出席
 大野松茂政経セミナー(自民党本部)に島村会長出席
- 3月22日 埼玉県建築物安全安心推進協議会(共済会館)に閑常務理事出席
- 3月25日 平成13年度第2回ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会(埼玉会館)に閑常務理事出席

□全国ネットの調査網による物価本

月刊 建設物価

設計・積算・資材・調達・契約・審査

上木、建築工事の積算、価格の算定や入札価格の積算に必要な資機材、労務費の調達価格を掲載。建設市場の動向に応じ、的確な建設物価情報を提供し、官公庁をはじめ建設業界で、設計、積算の基礎資料として活用されています。

年間購読料(税込み) 送料サービス

- 毎月配本 37,200円
(1冊あたり3,100円)
- 臨時増刊号(年2冊) サービス
- B5判/約900ページ
部定価 3,800円(税込)

□土木工事市場単価情報誌

季刊 土木コスト情報

4月刊(春)・7月刊(夏)・10月刊(秋)・1月刊(冬)

歩掛の積み上げ計算を止め、市場の契約工事費をそのまま公共土木工事に採用する「市場単価」方式が、年々増加しています。掲載は、全47都道府県別価格です。

年間購読料(税込み) 送料サービス

- 年4回配本 12,000円
(1冊あたり3,000円)
- B5判/約390ページ
部定価 3,400円(税込)

□建築と設備工事の情報誌

季刊 建築コスト情報

4月刊(春)・7月刊(夏)・10月刊(秋)・1月刊(冬)

建築・設備工事で市場単価18工種掲載。標準施工単価は66工種を掲載。共通費率早見表も面倒な計算が省略でき好評です。

年間購読料(税込み) 送料サービス

- 年4回配本 15,800円
(1冊あたり3,950円)
- B5判/約760ページ
部定価 4,600円(税込)

国土交通省公表土木工事標準歩掛

平成
14年度版

国土交通省土木工事積算基準

■国土交通省大臣官房技術調査課/監修 ■B5判/930ページ/定価9,030円(税込)

橋台・橋脚の施工歩掛をはじめ4工種を新規に制定。13工種の見直し。

国土交通省公表による積算基準を基に積上げ積算の手法を解説

6月発売予定

平成
14年度版

土木工事積算基準マニュアル

■B5判/930ページ/定価9,480円(税込)

平成14年度版「国土交通省土木工事積算基準」の標準歩掛に基づき、各工種毎に具体的な積算事例を豊富に収録し、積算業務の初心者からベテランまで実務に役立つ実用的な解説書です。参考資料編には100ページにわたり「調査・測量・設計の積算」を収録しています。

ご購入は全国主要書店及び政府刊行物取扱店又は下記へお申し込みください。



<http://www.kensetu-navi.com/>
(毎月の資材市況・出版物・講習会情報を提供中)

財団法人 建設物価調査会

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 フジスタービル
☎(03)3663-8761(代) FAX(03)3663-1397

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会会員名簿 (順不同)

〒336-8515 さいたま市鹿手袋4-1-7 電話 048-866-4301

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 FAX 048-866-9111

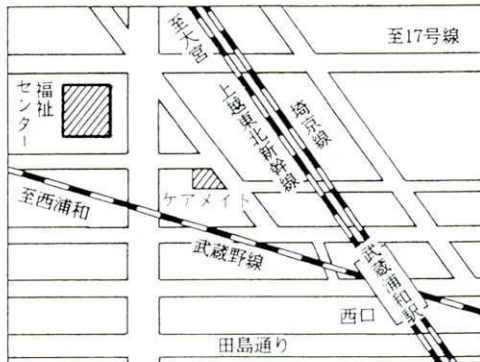
会長 島村 治作

(平成14年4月1日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社) 埼玉県建設業協会	会長 関根 宏	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111
(社) 埼玉県電業協会	会長 町田 迪	"	"	048(864)0385
(社) 埼玉県造園業協会	会長 小林 文武	"	"	048(864)6921
東日本建設業保証(株) 埼玉支店	支店長 大澤 二三夫	さいたま市高砂4-3-15 K・Sビル5階	336-0011	048(861)8885
埼玉県電気工事工業組合	理事長 小澤 浩二	さいたま市宮原町1-39	330-0038	048(663)0242
(社) 埼玉県空調衛生設備協会	会長 有山 賢市	さいたま市下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111
(社) 日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 鈴木 眞	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	"	"	048(862)9258
(社) 埼玉建築士会	会長 高木 容	"	"	048(861)8221
(社) 埼玉県建築士事務所協会	会長 瀧澤源二郎	"	"	048(864)9313
(社) 埼玉建築設計監理協会	会長 片瀨 重幸	"	"	048(861)2304
(社) 埼玉県測量設計業協会	会長 岡田 道夫	"	"	048(866)1773
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 首藤 淳	"	"	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 真下 恵司	"	"	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 鏑二	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 庭野 敏夫	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360-0826	048(522)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 小山 保	さいたま市常盤9-11-9	336-0001	048(831)9667
埼玉県環境安全施設協会	会長 中村 正	さいたま市宿285-2	338-0814	048(854)1518
(財) 埼玉県建築住宅安全協会	理事長 横田 充穂	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 関口 雅之	"	"	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 澄弘	"	"	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 島村 治作	"	"	048(866)4331
(社) 情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	さいたま市浅間町1-4-4	330-0842	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 遠藤 計	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 鈴木 昭英	さいたま市南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 服部 幸二	さいたま市高砂3-10-4	336-0011	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 関根 弘	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636
埼玉県室内装飾事業協同組合	理事長 秋山 節	さいたま市東大成2-453 キンハイツ栗原301	330-0037	048(667)5522
(社) 日本補償コンサルタント協会関東支部埼玉県会	会長 高橋 康彦	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(844)0111
(社) 埼玉県建設コンサルタント技術研修協会	会長 小山 正夫	さいたま市高砂4-4-1 三幸ビル2階	330-0011	048(863)0988

賛助会員

さいたま市建設業協会	会長 関根 宏	さいたま市鹿手袋4-1-7	330-0031	048(863)3203
------------	---------	---------------	----------	--------------



埼玉建設労働者福祉センターを ご利用下さい

【所在地】さいたま市鹿手袋4-1-7

【電話】048-861-4311

【施設】大ホール（椅子席500名収容）、会議室、和室、レストラン、喫茶ルーム

【開館時間】午前9時～午後5時

建産連ニュース 第92号

平成14年4月15日発行

発行 埼玉県建設産業団体連合会

企画・編集 広報委員会

〒336-8515 さいたま市鹿手袋4丁目1番7号

電話 048-866-4301

FAX 048-866-9111

印刷 〒336-0011 さいたま市高砂3-6-9

株式会社 信陽堂

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月